配布資料

資料　1　議事次第
資料　2　幹事会名簿
資料　3　諸報告事項
資料　4　審議事項

（参　考）
参考　1　今後の幹事会等開催日程表（平成 17 年 10 月～平成 18 年 4 月）
参考　2　第 146 回総会 3 日目の日程
参考　3　第 20 期日本学術会議への提案（第 19 期組織・制度常置委員会）

資料１

第１回幹事会議事次第

日　時　　平成１７年１０月４日（火）　１６：００～

議　題　　１　自己紹介

２　各部からの審議状況報告

３　諸報告事項

４　審議事項

(1)　日本学術会議の運営に関する内規案について
(2)　日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規案について
(3)　日本学術会議地区会議運営要綱案について
(4)　日本学術会議協力学術研究団体規程案について
(5)　企画委員会運営要綱案について
(6)　選考委員会運営要綱案について
(7)　科学者委員会運営要綱案について
(8)　科学と社会委員会運営要綱案について
(9)　国際委員会運営要綱案について
(10)　分野別委員会運営要綱案について

５　その他

資料２

第２０期幹事会　委員一覧

会　長	黒川　清	東京大学先端科学技術研究センター客員教授・東海大学科学技術研究所教授
副会長	浅島　誠	東京大学大学院総合文化研究科教授
副会長	大垣　眞一郎	東京大学工学系研究科教授
副会長	石倉　洋子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
第１部　部長	広渡　清吾	東京大学社会科学研究所教授
副部長	佐藤　学	東京大学大学院教育学研究科研究科長・学部長
幹事	江原　由美子	首都大学東京都市教養学部教授
幹事	鈴村　興太郎	一橋大学経済研究所教授
第２部　部長	金澤　一郎	国立精神・神経センター総長
副部長	唐木　英明	東京大学名誉教授
幹事	廣橋　説雄	国立がんセンター研究所所長
幹事	鷲谷　いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
第３部　部長	海部　宣男	自然科学研究機構国立天文台台長
副部長	土居　範久	中央大学理工学部教授
幹事	河野　長	東京工業大学・岡山大学名誉教授
幹事	小林　敏雄	財団法人日本自動車研究所副理事長・研究所長 東京大学名誉教授

資料３

諸　報　告　事　項

第１　諸報告　Ｐ.１
　１　第２０期会員の任命について　Ｐ.１
　２　会長の互選について　Ｐ.１
　３　副会長の指名について　Ｐ.１
　４　各部長の互選及び各役員の推薦について　Ｐ.１

諸報告

１　第２０期日本学術会議会員の任命について

第２０期日本学術会議会員２１０名が、１０月１日付けをもって内閣総理大臣から任命され、昨日、総理大臣官邸において内閣総理大臣から辞令交付が行われた。

２　会長の互選について

昨日開催された総会において、会長選挙が行われ、２回にわたる投票の結果、黒川　清会員（第二部会員）が会長に互選された。

３　副会長の指名について

本日開催された総会において、黒川会長から、組織運営及び科学者間の連携に関する担当の副会長として、浅島　誠会員（第二部会員）、政府、社会及び国民等との関係に関する担当の副会長として、大垣眞一郎会員（第三部会員）、国際活動に関する担当の副会長として、石倉洋子会員（第一部会員）の３名が副会長に指名されるとともに、同意が得られた。

４　各部長の互選並びに各部副部長及び幹事の指名について

本日開催された各部会において、部長が互選された。また、部長から副部長及び２名の幹事が指名されるとともに、同意が得られた。

なお、各部の部長、副部長、幹事は、次のとおりである。

第一部部長　　広渡　清吾
同　副部長　　佐藤　　学
同　幹事　　江原由美子、鈴村興太郎
第二部部長　　金澤　一郎
同　副部長　　唐木　英明
同　幹事　　廣橋　説雄、鷲谷いづみ
第三部部長　　海部　宣男
同　副部長　　土居　範久
同　幹事　　河野　　長、小林　敏雄

資料４

審　議　事　項

提案 １	日本学術会議の運営に関する内規案について	Ｐ．１
提案 ２	日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規案について	Ｐ．９
提案 ３	日本学術会議地区会議運営要綱案について	Ｐ.39
提案 ４	日本学術会議協力学術研究団体規程案について	Ｐ.42
提案 ５	企画委員会運営要綱案について	Ｐ.46
提案 ６	選考委員会運営要綱案について	Ｐ.48
提案 ７	科学者委員会運営要綱案について	Ｐ.50
提案 ８	科学と社会委員会運営要綱案について	Ｐ.52
提案 ９	国際委員会運営要綱案について	Ｐ.54
提案 10	分野別委員会運営要綱案について	Ｐ.67

1	
幹事会	1

提　　案

日本学術会議の運営に関する内規案について

1　提 案 者　　会　　長

2　議　　案　　標記について、別紙案のとおり決定すること。

3　提案理由　　日本学術会議の一部を改正する法律（平成１６年法律第２９号）の施行に伴い、新体制となる日本学術会議の運営に関する内規を定める必要があるため。

日本学術会議の運営に関する内規（案）

平成１７年１０月　日
日本学術会議幹事会決定

日本学術会議の運営に関する内規を、次のとおり定める。

日本学術会議の運営に関する内規

第１章　総則

（総則）

第１条　日本学術会議（以下「学術会議」という。）の運営に関する事項は、日本学術会議会則（平成１７年日本学術会議規則第○号。以下「会則」という。）及び日本学術会議細則（平成１７年日本学術会議総会決定。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

第２章　職務

（勧告等の提出）

第２条　部及び委員会の長が勧告、要望、声明（以下「勧告等」という。）を行うことを希望する場合、勧告等の案を科学と社会委員会に提出することとする。

２　科学と社会委員会は、提出された勧告等の案について、内容の適切性及び過去１０年間に行われた勧告等との関連について検討し、提出者に助言を行う。

３　勧告等を行ってから５年間その内容が実現されていない勧告等に関しては、必要に応じ、再度、勧告等を行うことができる。

４　提出者は、第２項の助言に基づき、必要に応じ勧告等の案を修正の上、議案として幹事会に提出する。

（対外報告の手続）

第３条　部、委員会又は分科会が対外報告を発表する場合、幹事会の承認を得なければならない。

２　前項において、分科会の対外報告の案については、その分科会が置かれる委員会の承認を得て、当該委員会の委員長が、幹事会に提出することとする。

（外部からの要望の処理）

第４条　外部（外国を含む。）より要請がなされた場合、請願法（昭和２２年法律第１３号）に基づき、これを処理する。

（主催区分）

第５条　学術会議が講演会、シンポジウム等を主催する場合は、別表第１の区分によって行う。
２　開催主体の名義使用に当たっては、「日本学術会議」名を付すものとする。

第３章　会員又は連携会員の候補者の推薦

（会員又は連携会員の候補者の推薦等）
第６条　会員又は連携会員（会則第７条第１項に基づき任命された連携会員を除く。）による会員又は連携会員の候補者の推薦は、他の１人以上の会員又は連携会員の賛同を得て、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。
２　前項の推薦の効力は、６年間とする。
３　１人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、１年間（この場合の１年間とは、１０月１日を始期とし翌年の９月３０日を終期とする１年間をいうものとする。）に２人を限度とする。ただし、会則第７条第１項に定める連携会員の候補者の推薦についてはこの限りでない。
４　選考委員会は、会則第８条第２項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。

第４章　幹事会

（議案の提出）
第７条　幹事会への議案の提出者は、次のとおりとする。
(1)　会長
(2)　副会長
(3)　部長
(4)　常置又は臨時の委員会の委員長
(5)　発議者を含めた５人以上の会員
２　議案の提出は、副会長、議案の内容に関連する分野を調査及び審議する部及び委員会の長と協議の上、行わなければならない。
３　前項の協議の結果、議案を共同提案とすることを妨げない。
４　議案の提出者は、幹事会開催の１４日前までに会長に議案を提出することとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
５　会長は、前項に基づき提出された議案を幹事会に付議する。
（報告の手続）
第８条　幹事会に報告する案件を有する会員及び連携会員（本条において「報告者」という。）は、原則として幹事会開催の７日前までに会長に案件の内容を提出することとする。
２　幹事会での報告は、報告者が行う。

（提出資料の様式）

第９条　議案及び報告のための提出資料の様式については、細則第７条の規定を準用する。

第５章　委員会

（委員会の委員）

第１０条　委員会の委員は、会員又は連携会員であることを要する。ただし、機能別委員会の委員及び分野別委員会の委員長は、会員でなければならない。

（臨時の委員会の設置）

第１１条　臨時の委員会は、幹事会が定めるところにより設置する。

２　課題別委員会は、審議が必要な課題が認められた場合に、3 年を限度として時限設置する。

３　課題別委員会の設置に関する議案の様式は、別表第２のとおりとする。

４　各々の課題別委員会に関し必要な事項は、幹事会が定める。

（委員会の委員の委嘱の手続）

第１２条　委員会の委員の委嘱の手続は、次のとおりとする。

(1)　委員会の設置に伴い、会長は、委員会に所属する委員の選考を幹事会に依頼する。

(2)　幹事会は、会長の依頼を受け、委員の候補者の推薦を各部に依頼する。

(3)　各部は、幹事会の依頼を受け、委員の候補者を幹事会に推薦する。

(4)　幹事会は、各部からの推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。

(5)　会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。

２　各部は、会員又は連携会員ではない者を委員の候補者とする場合、前項第３号の規定にかかわらず、当該候補者を、会則第７条第１項に定める連携会員の候補者として、選考委員会に推薦することとする。

３　前項において、候補者が会則第８条第２項の名簿に掲載された場合、幹事会は、当該候補者を委員として選考すべき者と認めた場合に限り、同条第４項の連携会員の候補者として決定することとする。

（分科会の構成員）

第１３条　分科会は、別に幹事会が定めるところにより、置くこととする。

２　分科会の構成員には、その分科会が置かれる委員会の委員以外の会員又は連携会員を含めることができる。

（複数の分野別委員会の共同により置かれる分科会）

第１４条　分科会は、複数の分野別委員会により共同して置かれることを妨げない。

（小分科会）

第１５条　国際委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小分科会を置くことができる。

２　小分科会の構成員には、その小分科会が置かれる分科会の構成員以外の会員又は連携会

員を含めることができる。

（小委員会）

第１６条　分野別委員会の分科会に、別に幹事会が定めるところにより、小委員会を置くことができる。

２　小委員会の委員には、その小委員会が置かれる分科会の構成員以外の者を含めることができる。

３　当分の間、小委員会の委員に対する手当及び旅費は支給しない。

（分科会等の長の選出の方法）

第１７条　分科会、小分科会及び小委員会（以下「分科会等」という。）の長は、分科会等の構成員の互選により選出する。

（分科会等の委員）

第１８条　会則第２８条第１項及び第２項の規定は、分科会等に準用する。

（分科会等の議長）

第１９条　分科会等の長は分科会等の議長となり、議事を整理する。

（分科会等の会議）

第２０条　分科会等の会議については、法第２４条第１項及び第２項並びに会則第１８条（第１項及び第５項を除く。）及び第２２条の規定を準用する。

第６章　会議

（定足数）

第２１条　法第２４条第３項並びに会則第２６条及び第３１条並びに前条において準用する法第２４条第１項の規定の適用については、海外出張者を除外する。この場合の海外出張者とは、その職務に関連して会長から出張命令を受けた者をいい、除外する期間は、当該出張命令を受けた期間に限る。

（公開の手続）

第２２条　細則第９条の規定は、部会、連合部会、幹事会、委員会及び分科会等（以下「部会等」という。）に準用する。

（議事要旨）

第２３条　部会等の議長（議長が指名した者を含む。）は、部会等を開催した場合は、議事要旨を作成し、次回の部会等において承認を得るものとする。

２　議事要旨には、会議の名称、開催日時、開催場所、出席者、議事概要その他必要と認められる事項を記載するものとする。

３　議長は、部会等において承認を得た後、議事要旨を閲覧に供する。

４　会則第２２条並びに会則第２６条及び第３１条並びに第２０条で準用する会則第２２条の議決を行った場合、議長は、速やかにそれを証する書面を作成し、第１項の議事要旨に代えなければならない。

（傍聴者の遵守事項）

第２４条　部会等の傍聴については、日本学術会議傍聴規則（昭和６１年日本学術会議規則第１号）第２条から第９条までの規定を準用する。

（幹事会への報告）

第２５条　部及び委員会の長は、部会、連合部会、委員会及び分科会等を開催したときは、当該会議における議題及び審議の概要を幹事会に報告するものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この決定は、決定の日から施行する。

別表第１（第５条関係）

開催の主体	内容	決定機関	承認	実施機関	備考
学術会議	人文・社会科学及び自然科学に係る問題又は重要な審議課題で、学術会議が主催するにふさわしいもの	幹事会(第７条第１項に規定する者が議案を提出)		科学者委員会	
部	部の所掌に関する事項で、審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	部	幹事会の承認を要する(部長が議案を提出)	部	
委員会又は分科会	委員会又は分科会の所掌に関する事項で審議の結果に基づくもの又は審議の促進に資するもの	委員会	幹事会の承認を要する(委員長が議案を提出)	委員会又は分科会	
地区会議	学術会議諸機関の審議の結果に基づくもの及び地区会議活動の活性化に資するもの	科学者委員会	幹事会の承認を要する(科学者委員会の長が議案を提出)	地区会議	

別表第２（第１１条関係）

日本学術会議会長　殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第１１条第１項の規定に基づき、以下の課題別委員会の設置を提案します。

1	委　員　会　名	
2	設 置 提 案 者	
3	設　置　期　間	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
4	構　成　員　数	名程度
5	設置の必要性及び審議事項	（課題の概要、重要性・設置の必要性・期待される効果等）

※　　設置提案者は、会長、副会長、部長、既存の委員長又は５名以上の会員

2	
幹事会	1

提　　案

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規案について

1　提 案 者　　会　　長

2　議　　案　　標記について、別紙案のとおり決定すること。

3　提案理由　　日本学術会議の一部を改正する法律（平成１６年法律第２９号）の施行に伴い、新体制となる日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規を定める必要があるため。

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規

平成１７年１０月　　日
第　　回幹事会決定

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規を、次のとおり定める。

第１章　総則

（事業の範囲）

第１条　日本学術会議（以下「学術会議」という。）は、日本学術会議法（昭和２３年法律第１２１号。以下「法」という。）第２条、第３条第２号及び第６条の２並びに日本学術会議会則（平成１７年日本学術会議規則第○号）第３条第１項の規定を実施するため、国際的学術研究に関する交流及び協力（以下「国際学術交流」という。）を目的とする次の各号に定める事業を行うものとする。

(1)　法第６条の２第１項に規定する団体への加入（以下「団体加入」という。）
(2)　学術に関する国際会議等のうち、外国で開催されるものへの代表の派遣（以下「代表派遣」という。）
(3)　学術に関する国際会議のうち、国内で開催されるものの主催及び後援（以下「国際会議主催等」という。）
(4)　特定国との学術交流のための代表団の派遣及び特定国等からの学術交流のための代表団等の招請（以下「二国間学術交流」という。）
(5)　アジア域内における人文科学部門及び自然科学部門を複合する領域の国際会議の開催（以下「アジア学術会議」という。）
(6)　その他国際学術交流を通して学術会議の職務を達成するために必要な事業

（事業の基準）

第２条　前条の国際学術交流事業は、次の各号に規定する基準に基づいて実施することとする。

(1) 国際社会における我が国の役割に対応する学術面での貢献をすること。
(2) 長期的かつ総合的な計画の下に、諸科学の調和ある発展に寄与すること。
(3) 前条各事業の相乗効果が最も上がるよう調整すること。
(4) 学術に関する条件の変化に応じ、前条各事業を常に見直すこと。
(5) 予算を適正かつ効率的に使用すること。

第２章　団体加入

（国際学術団体の要件）

第３条　学術に関する国際団体（以下「国際学術団体」という。）のうち学術会議が加入するものは、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1)　国際学術交流を目的とする非政府的かつ非営利的団体であること。
(2)　各国の公的学術機関及び学術研究団体等が国際学術団体に国を代表する資格を有して加入するもの（以下「各国代表会員」という。）が、主たる構成員となるものであること。

(3)　組織構成が次の一に該当するものであること。

ア　個々の学術の専門分野における統一的かつ世界的な組織を有するもの

イ　研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、統一的かつ世界的な組織を有するもの

ウ　研究の領域が複数の専門分野にわたるものであって、ア又はイの国際学術団体を連合した世界的組織を有するもの

エ　構成員のうち、各国代表会員がアジア地域等我が国が関係する地域等に限られるものであって、当該国際学術団体の研究の領域が複数の専門分野にわたるもの

(4)　１０か国を超える各国代表会員が加入しているか、又は加入することが明らかになっていること。

(5)　定款等が整備され、総会、各種委員会及び学術研究集会等が定期的に開催されていること。

（加入要件）

第４条　学術会議が前条に規定する団体に加入しようとするときは、次の各号に定める要件が満たされなければならない。

(1)　学術会議が加入することが、当該国際学術団体の対応する分野の学術の進歩に貢献することが明らかであること。

(2)　学術会議が当該国際学術団体に、我が国を代表する唯一の組織として加入することが認められること。

(3)　学術会議に、国際学術団体に対応する委員会又は分科会（以下「国内委員会」という。）があること。

（分担金の負担要件）

第５条　国際学術団体の定款等に、加入に伴う分担金の負担義務に関する規定があるものに学術会議が加入するときは、学術会議が分担金を負担するものとする。この場合にあっては、当該定款等に次の各号に定める要件が規定されていなければならない。

(1)　分担金の負担区分が明らかにされていること。

(2)　分担金を負担するものに対して、定期的な会計報告の実施が義務付けられていること。

(3)　分担金の変更は、当該国際学術団体の総会等の議決によってなされること。

（国際学術団体への加入申請）

第６条　学術会議が国際学術団体に加入するときは、当該団体の国内委員会が、学術会議会長（以下「会長」という。）に様式第１に定める申請書をもって申請しなければならない。申請書の記載内容に変更があったときも同様とする。

２　前項の申請に係る国内委員会が分野別委員会の分科会であるものについては、分野別委員会の委員長を経由して申請するものとする。

（国際委員会の審議）

第７条　会長は、前条の規定による申請があったときは、加入の適否について国際委員会に審議させるものとする。

２　国際委員会は、第３条から第５条までの規定に基づいて加入の適否を審議し、複数の申請があった場合は優先順位及びその理由を付して会長に報告するものとする。

（幹事会への提案）

第８条　会長は、前条の規定による国際委員会の報告に基づき、加入することが適当とされた国際学術団体について、加入申請書を付して幹事会に提案しなければならない。

（内閣総理大臣の承認）

第９条　幹事会において加入することが適当と認められた国際学術団体で、学術会議が分担金を負担することとなるものについては、当該分担金に係る予算措置を経た後、会長は法第６条の２第２項の規定により、

内閣総理大臣の承認を求め、この承認をもって加入の決定とする。

（学術会議総会への報告）

第１０条　会長は、前条の承認を受けた後、最初に開かれる学術会議総会に団体加入について報告するものとする。

（加入後の任務）

第１１条　学術会議が加入した国際学術団体（以下「加入国際学術団体」という。）に対応する国内委員会は、当該国際学術団体の運営及び研究の連絡等に参加し、その状況を定期的に会長及び国際委員会に報告しなければならない。

２　加入国際学術団体の国内委員会は、当該国際学術団体の分担金の額が変更されるときは、速やかにその変更の理由と新旧対照表を付して会長及び国際委員会に通知しなければならない。

（加入国際学術団体の見直し）

第１２条　会長は、国際委員会に対して、加入国際学術団体を見直すために、第３条から第５条までに規定する要件に関して様式第２に定める調査表をもって調査させることができる。

2　前項の調査は、原則３年に１度行うものとする。

（加入国際学術団体からの脱退）

第１３条　前条の調査の結果、会長が、第３条から第５条までに規定する要件を満たさなくなったと判断する加入国際学術団体については、学術会議は、幹事会の議決を経て脱退することができる。

２　加入国際学術団体への脱退の手続は、前項の議決又は承認を経た後、速やかに行わなければならない。

３　会長は、前項の脱退の手続を経た後、最初に開かれる学術会議総会に当該加入国際学術団体からの脱退について報告するものとする。

第３章　代表派遣

（代表派遣の目的）

第１４条　代表派遣は、外国で開催される次条で定める学術に関する国際会議等に学術会議の代表を派遣することにより、世界の学界との連携、国際学術団体の運営への参画、学術に関する動向の把握、研究の連絡並びに情報の収集及び交換等を行うことを目的とする。

（代表派遣の対象となる国際会議等）

第１５条　代表派遣の対象となる学術に関する国際会議等は、次の各号に掲げる会議等の一に該当するものでなければならない。

(1)　国際学術団体の総会及び運営に関する会議

(2)　国際学術団体等が行う国際協力事業の企画及び運営を目的とする会議

(3)　学術に関する国際会議（以下「国際会議」という。）のうち特に重要なもので、当該会議の母体となる国際学術団体又はそれに準ずる組織等から我が国代表の出席を求められている会議

(4)　学術会議がその職務を果たす上から必要な研究の連絡、情報の収集及び交換等を行うために代表を派遣する会議等

（代表派遣会議推薦書等の提出）

第１６条　会長は、前条の規定に該当する会議等について、当該会議等の開催が予定される会計年度（以下「会議開催年度」という。）の前年度の１１月中に、国内委員会及び国際委員会の委員長（以下「関係委員長」という。）に対し、様式第３に定める代表派遣会議推薦書（以下「会議推薦書」という。）及び様式

第４に定める代表派遣会議調書（以下「会議調書」という。）の提出を依頼するものとする。

２　関係委員長は、前項の依頼があったときは、会議開催年度の前年度の１月上旬までに、会議推薦書及び会議調書を提出しなければならない。

（代表派遣旅費の配分計画）

第１７条　会長は、前条第２項の規定により会議推薦書及び会議調書の提出があったときは、次の各号に掲げる区分に基づき、代表派遣に係る旅費の配分方針及び配分額についての計画（以下「配分計画」という。）の策定を国際委員会に依頼するものとする。

(1)　第１区分

ア　第１５条第１号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の総会

イ　国際学術団体の総会のうち、アに準ずるものとして幹事会に諮り承認されたもの

(2)　第２区分

ア　第１５条第１号に掲げる会議のうち加入国際学術団体の運営に関するもの

イ　第１５条第２号及び第３号に掲げる会議等で我が国の代表の参加を要請される等学術会議として代表派遣する特別の必要性があるもの

(3)　第３区分

第１５条に掲げる会議のうち前２号以外のもので国際委員会委員長が適当と認めるもの

２　国際委員会は、前項の依頼があったときは、会議開催年度の前年度の１月中に配分計画を策定し、会長に報告しなければならない。

３　国際委員会は、配分計画の策定に当たっては、第１項第１号に区分される会議の旅費を優先的に確保しなければならない。

４　会長は、配分計画について、会議開催年度の前年度の幹事会の議決を経て決定するものとする。

５　会長は、第１項第１号イの国際学術団体の総会を変更しようとする場合は、国際委員会の意見を聴き、幹事会の議決を経るものとする。

（派遣実施計画の作成）

第１８条　国際委員会は、前条第４項の決定に基づき、次の各号に掲げる区分に基づき、配分されることとなった旅費の範囲内で、それぞれ様式第５に定める実施計画案を作成し、会議開催年度の前年度の２月中に会長に提出しなければならない。

(1)　前条第１項第１号に係る代表を派遣すべき会議

(2)　前条第１項第２号に係る代表を派遣すべき会議等

(3)　前条第１項第３号に係る代表を派遣すべき会議

２　国際委員会は、前項の実施計画案の作成に当たっては、加入国際学術団体の総会を優先しなければならない。

３　会長は、前項の規定により提出のあった実施計画案に基づき、様式第６に定める代表派遣実施計画（以下「派遣実施計画」という。）を作成して、会議開催年度の前年度の３月中に開催される幹事会の承認を得るものとする。

（派遣者の選考）

第１９条　会長及び関係委員長は、幹事会で承認された派遣実施計画に基づき、代表を派遣すべき会議等（以下「代表派遣会議」という。）のそれぞれの内容等に応じて、学術会議会員（以下「会員」という。）の中から適任者を選考し、様式第７に定める代表派遣会議候補者推薦書により派遣候補者を会長に推薦するものとする。ただし、学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）の中に適任者があると認められる場

合は、その者を候補者として推薦することができる。

２　会長は、前項の規定により推薦された派遣候補者について、原則として代表派遣会議が開始される日の１か月前までに開かれる幹事会の議決を経た上、学術会議の代表として派遣される者（以下「派遣者」という。）として派遣するものとする。

（派遣期間等）

第２０条　代表派遣の期間は、原則として目的とする代表派遣会議の開催期間に、開催地への往復に必要な日数を加えたものとする。

（派遣実施計画の変更等）

第２１条　関係委員長は、幹事会で承認された派遣実施計画若しくは派遣者の変更をすべき事情が生じた場合は、その理由を付して速やかに会長に通知しなければならない。

２　会長は、前項の規定による通知があった場合は、理由を付して改めて幹事会の承認を得るものとする。ただし、やむを得ない事由により事前に幹事会の承認が得られない場合は、事後に追認を求めるものとする。

（代表派遣会議の追加）

第２２条　会長は、第１７条第４項の規定により配分した旅費に残額が生じた場合は、その旅費の範囲内において、国際委員会委員長と協議の上、幹事会の議決を経て、代表派遣会議を追加して派遣することができる。

（学術会議代表指名）

第２３条　会長は、代表派遣会議が加入国際学術団体の総会で派遣者に投票権が付与されている場合には、幹事会の議決を経て、当該派遣者を学術会議を代表して投票権を行使するものとして指名するものとする。

２　会長は、前項の投票権が複数あって、これを行使するための複数の派遣者を派遣することが困難な場合には、派遣者以外の者をもって前項の学術会議代表に指名することができる。この場合にあっては、関係委員長は、会員又は連携会員の中から適任者を会長に推薦するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、会員及び連携会員以外の者で適任者を推薦することができる。

３　会長は、前項の推薦があった場合は第１項の指名と併せて幹事会の承認を得るものとする。

４　第１項及び前項の幹事会の承認を得て投票権を行使する者は、投票権の行使に当たっては、会長及び国内委員会と十分連絡を取って行わなければならない。

（派遣者の責務）

第２４条　派遣者は、代表派遣会議に出席するに当たって、次の各号に掲げる審議事項が予測される場合は、事前に会長に通知しなければならない。

(1)　我が国の学術に重大な影響を及ぼす事項の決議

(2)　加入国際学術団体の定款等の改正及び分担金の額の変更に関する決議

(3)　我が国で国際会議等の開催を求める決議

(4)　その他、学術会議の予算に係る決議等事前に通知することが適当な事項

２　会長は、前項の規定により通知を受けた事項のうち、特に必要なものについては、国際委員会及び関係委員長と協議の上、当該事項への対応について幹事会に諮るものとする。

（派遣者の報告）

第２５条　派遣者は、代表派遣会議において、前条第１項各号に掲げる事項について決議等があった場合は、その内容について帰国後速やかに関係委員長を経由して会長に報告しなければならない。

２　会長は、前項の規定による報告のうち、重要と思われる事項について幹事会に報告するものとする。

3　派遣者は、代表派遣会議から、帰国後１か月以内に、当該会議の関係資料を付して、様式第８に定める代表派遣会議出席報告書を会長に提出しなければならない。

第４章　国際会議主催等

（主催等の事業）

第２６条　学術会議は、国内で開催される国際会議であって、学術に関する研究発表及び討論等を行うもの若しくは国際学術団体の運営上の問題を審議するもの、又は両者を併せ行うものに関して、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1)　国際会議を単独で主催すること（以下「単独主催」という。）、又は国際会議を当該会議に対応する学術研究団体と共同して主催すること（以下「共同主催」という。）。

(2)　学術研究団体又はこれに準ずる団体が主催する国際会議を後援すること。

第１節　主　催

（単独主催）

第２７条　単独主催とする国際会議は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものでなくてはならない。

(1)　第３条第３号イ、ウ又はエに掲げる国際学術団体が母体となる国際会議であって、当該団体から日本開催の要請を受けたもののうち、単独主催とすることが適当なもの

(2)　人文科学、生命科学、理学及び工学に係る国際会議で、学術会議が独自に企画することが適当であるもの

２　前項第１号の国際会議にあっては、当該会議の母体となる国際学術団体の協力が得られることが明らかでなければならない。

（連絡）

第２８条　国際会議の母体となる国際学術団体（以下「母体団体」という。）が第３条第３号イ、ウ又はエであるものに対応している国内委員会の長は、国際会議の日本開催の動向を知った場合であって、当該会議を学術会議が単独で主催するに適当と判断するときは、速やかに会長に連絡しなければならない。

（単独主催の審議）

第２９条　会長は、前条の連絡があった場合は、国際委員会にその適否を審議させるものとする。

（単独主催の決定等）

第３０条　会長は、前条の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て単独主催の候補を決定する。

２　会長は、第２７条第１項第２号の国際会議を単独で主催しようとする場合は、幹事会の議決を経て、候補として決定する。

３　会長は、単独主催の候補となったものに関する予算措置をもって単独主催を決定する。

４　単独主催は、必要があると認めるときは、閣議の了解を得ることとする。

（共同主催の要件）

第３１条　共同主催とする国際会議は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなくてはならない。

(1)　国際会議の開催について、次の要件を満たすことが明らかであること。

ア　母体団体において、国際会議の日本開催が決定したものであること。

イ　母体団体の協力が得られること。

ウ　国際会議に対応する学術研究団体に設置される運営のための委員会（以下「運営委員会」という。）

が、既に国際会議の計画及び準備を進めていること。

エ　国際会議の構成、予算、主要題目及び日程等が適当であること。

オ　国外参加国 10 か国、国外参加者 50 人以上となることが明らかであること。

カ　国内外の代表的科学者等の参加が予定されていること。

(2)　国際会議が次の一の性格を備えるものであること。

ア　主題となる研究の我が国の水準が世界水準を超えているものであること。

イ　主題となる研究が複合又は学際領域のものであること。

ウ　主題となる研究が人文科学部門及び自然科学部門を複合する領域のものであること。

エ　我が国及び世界において共通する科学的諸問題の解決を促進するものであること。

オ　関係分野に影響を与え学術の振興に寄与するものであること。

カ　時代の要請する主題であって優先性が高いものであること。

(3)　学術会議が国際会議の母体団体と次の要件の一に該当する関係を有するものであること又は加入国際学術団体が後援する国際会議であること。

ア　加入国際学術団体又はその下部機構が母体団体であること。

イ　学術会議と緊密な連絡の必要性のある国際学術団体が母体団体であること。

（申請）

第３２条　共同主催の申請をしようとする国際会議に対応する学術研究団体の代表者は、当該会議の日本開催が決定したときは、様式第９に定める申請書をもって会長に申請を行うことができる。

２　国際会議を開催する年度の前年度を学術会議における当該会議の準備年度とし、前項の申請書は、準備年度の前々年度の 11 月末日までに提出するものとする。

（共同主催の審議）

第３３条　会長は、前条第１項の申請書を受理したときは、共同主催の候補の選定のため、国際委員会に審議させるものとする。

２　国際委員会は、同委員会に置かれる国際会議主催等に関する分科会（以下「主催等検討分科会」という）において、前項の審議を行わせるものとする。

３　主催等検討分科会は、前項の審議を行うため、各部に当該会議の共同主催の適否等について意見を聴くことができる。

（共同主催の決定）

第３４条　会長は、前条の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て共同主催の候補を決定する。

２　会長は、共同主催の候補となった国際会議に関する予算措置をもって共同主催を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

３　共同主催は、閣議の口頭了解を得ることとする。

（事務及び経費の分担）

第３５条　会長は、前条第 2 項の決定後、当該会議を共同して主催する学術研究団体の代表者と準備及び運営等に関する事務及び経費の分担について協議するものとする。

２　国際会議開催経費のうち、前項の協議の結果国費で支弁することとなった以外のものについては、共同して主催する学術研究団体が負担するものとする。なお、共同して主催する学術研究団体が負担することとなった経費に充当される参加費の徴収又は寄附金の募集等、及びそれらの経理事務については、当該学術研究団体が取り扱うものとする。

３　当該事務及び経費の分担に係る合意事項については、各主催機関において確認を要するものとする。

第2節　後　援

（後援の要件）

第３６条　後援する国際会議は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなくてはならない。

(1)　国際会議の主題となる研究が、我が国及び世界の学術の進歩に貢献するものであること。

(2)　母体団体等において、国際会議の日本開催が決定したものであること。

(3)　計画内容が明確であること。

(4)　参加国数及び国外参加者数が、国際会議として適当なものであること。

(5)　営利を主たる目的としないものであること。

(6)　主催団体の責任及び公的性格が明確であること。

(7)　二国間国際会議の場合は、学術研究団体が主催等をしているものであること。

（後援申請期限）

第３７条　国際会議を主催する学術研究団体又はこれに準ずる団体の代表者は、様式第 10 に定める申請書をもって当該会議開催予定日の 3 か月前までに会長に学術会議の後援の申請を行うことができる。（ただし、二国間国際会議については、4 か月前までとする。）

（審議）

第３８条　会長は、前条の申請書を受理したときは、当該会議の後援の可否について国際委員会に審議を行わせるものとする。

２　国際委員会は、主催等検討分科会において、前項の審議を行わせるものとする。

３　主催等検討分科会は、前項の審議に資するため、当該会議に関し必要に応じ関係する部又は委員会の意見を聴くことができる。

（後援の決定）

第３９条　会長は、前条の審議結果に基づき、幹事会の議決を経て後援の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（後援の付帯条件）

第４０条　会長は、後援することとなった国際会議の主催団体に対し、次の各号の条件を付すものとする。

(1)　学術会議と十分連絡を取り関係資料を送付すること。

(2)　計画及び内容等に変更があった場合速やかに連絡すること。

(3)　会議終了後は、その結果に関する経過報告書を提出すること。

（後援の取消し）

第４１条　会長は、主催者又は関係者が、後援するにふさわしくない行為を行っていることが明らかとなった場合は、幹事会の議決を経て後援を取り消すことができる。

（経費）

第４２条　学術会議は、後援する国際会議に要する経費は負担しない。

第５章　二国間学術交流

（二国間学術交流の目的）

第４３条　二国間学術交流は、次の各号に掲げる交流及び協力活動を行うことにより、学術研究に関する事項について、特定国の科学者等と意見及び情報を交換することを目的とする。

(1)　外国における学術の動向及び研究体制の実態を把握し、我が国の学術研究の推進並びに体制の整備及び改善に寄与することとなる活動

(2)　先端的分野又は学術会議として特に取り組むべき必要があると判断した分野についての、研究及び研究体制に関する情報を交換する活動

(3)　発展途上国における学術の研究体制の実態を把握し、当該国における学術の発展を図る上で必要な意見を交換し、情報を提供する活動

（内容）

第４４条　二国間学術交流は、前条に規定する交流及び協力活動を、特定国との学術交流のための代表団等の派遣及び招請を実施することにより行うものとする。

（検討及び実施）

第４５条　二国間学術交流は、国際委員会において、その在り方等について検討するものとする。

２　国際委員会は、学術会議の活動等を勘案して、実施計画を策定し、二国間学術交流を行う国（以下「交流国」という。）を選定するものとする。

３　交流事業の実施については、国際委員会に設置される分科会にて行う。なお、交流国の学術の特色及び学術会議の活動の動向等を勘案して、幹事会が適当と判断する他の委員会又は分科会に交流事業の実施について依頼することができる。

第６章　アジア学術会議

（アジア学術会議の目的）

第４６条　アジア学術会議は、アジア域内での学術交流と協力を促進する基盤を提供し、全体論的な展望と構想をつくり、その実現を図ることを目的とする。

（内容）

第４７条　アジア学術会議は、前条の目的を達成するため、アジア域内の各国において、参加国間の連絡調整を行い、学術に関する研究発表及び討論等を行う会議を開催することにより行うものとする。

（検討及び実施）

第４８条　アジア学術会議は、国際委員会に置かれる分科会において、その在り方等について検討し、活動をより一層推進するものとする。

附　則

１　この内規は、決定の日から施行する。

２　この内規の決定の際、現に学術会議が分担金を支払って加入している国際学術団体は、この内規の規定に基づいて加入したものとみなす。

３　平成１７年度国際学術交流代表派遣実施計画に係る代表派遣については、なお従前の例による。

４　この内規の決定の際、現に日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規（昭和６２年４月２３日第１０２回総会決定）の規定によりなされている行為は、この内規の規定によりなされているものとみなす。

様式第１（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

日本学術会議会長　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿委員会

委員長＿＿＿＿＿＿＿＿印

国際学術団体への加入申請書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第６条の規定に基づき、下記国際学術団体への加入を申請します。

記

１　国際学術団体に関する事項

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">名称</td><td>和文</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>欧文</td><td colspan="4">（略　称　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">設立年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">設立目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">沿革</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">団体の性格</td><td colspan="4">非政府的（該当する　該当しない）　非営利的（該当する　該当しない）</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="4">内規第３条第３号の
組織構成該当条項</td><td>ア
イ
ウ
エ</td><td>ア以外に該当する場合「複数の専門分野にわたる」ことを示す部及び委員会名</td><td colspan="2">分野別委員会
分野別委員会
分野別委員会
分野別委員会</td></tr>
<tr><td colspan="3">法人登録地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事務局所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">主な役員</td><td rowspan="3">役職名</td><td></td><td>国　籍
（　　）</td><td rowspan="3">選出方法</td><td colspan="2">任　期
（　　年）</td></tr>
<tr><td></td><td>国　籍
（　　）</td><td colspan="2">任　期
（　　年）</td></tr>
<tr><td></td><td>国　籍
（　　）</td><td colspan="2">任　期
（　　年）</td></tr>
<tr><td colspan="3">運営組織</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

主な財源				
分担金	有・無			
学術会議が加入した場合の分担金	カテゴリー	単位額	金額（通貨　）	定款等の根拠条項
決定要因	1　GNP　2　研究水準　3　科学者数　4　その他（　）			
学術会議が加入した場合の投票権（VOTE 数）	票　定款等の根拠条項			
加入国数等	ﾅｼｮﾅﾙﾒﾝﾊﾞｰ数	主要加入国名（10 か国）	ﾕﾆｵﾝﾒﾝﾊﾞｰ	加入個人会員数
	か国		他　団体	人
現在、我が国からナショナルメンバーとして加入している団体	有　（団体名） ・ 無			

2　国際学術団体活動状況

総会開催周期		1　定期的（　年に 1 回）　2　不定期				
総会・学術研究集会開催状況 過去 10 年間	開催年	平成　年	平成　年	平成　年	平成　年	平成　年
	会議名					
	開催地	国 市	国 市	国 市	国 市	国 市
	参加国数	か国	か国	か国	か国	か国
	出席者数	人	人	人	人	人
関係国際学術団体	上部団体					
	協力関係団体	他　団体				
出版物		1　定期的（年　回）　主な出版物名 2　不定期（　）　主な出版物名				
学術に関する国際機関等の提唱で行った活動		有（内　容） ・ 無				
学術に関する国際機関等への提言		有（内　容） ・ 無				
国際協力事業への参加又は実施		有（内　容） ・ 無				
全世界（地域）的研究課題への取り組み		有（内　容） ・ 無				

発展途上国への対応	有（内　容） ・ 無
関係学術分野の動向 と今後の重要課題	

3　国内における国際学術団体への対応状況

※国際学術団体役員就任状況	役職名				
	氏　名				
	任　期	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで

総会・学術研究集会への対応実績 過去10年間	開催年	平成　　年	平成　　年	平成　　年	平成　　年	平成　　年
	会議名					
	開催地	国 市	国 市	国 市	国 市	国 市
	日本人参加者	人	人	人	人	人
	学術会議による代表派遣（氏名）	有（　　） 無	有（　　） 無	有（　　） 無	有（　　） 無	有（　　） 無
	当該会議の学術会議共催・後援の有無					

関係学術研究団体名	
加入科学者数	人

※　役員が会員又は連携会員である場合には氏名の頭に○印を付けてください。

4　加入理由

学術の進歩への貢献 （国内・国際的）	
今後の我が国にとって 重要な研究テーマ	
国際学術交流の推進に与える影響	
その他	

5　添付資料

1　国際学術団体の定款　（欧文及び和文） 2　国際学術団体の概要説明書　（歴史、現況等） 3　国際学術団体の加入しているナショナルメンバー一覧 4　国際学術団体の分担金一覧　（各国別カテゴリー、金額一覧） 5　国際学術団体の財務報告書　（最近のもの） 6　国際学術団体の機関誌、総会記録　（最近のもの） 7　その他加入に関して必要と思われる資料

＊　経　由 分野別委員会委員長 氏　　名＿＿＿＿＿＿印		受付	平成　年　月　日
		進達	平成　年　月　日
加入申請が複数の 場合の優先順位	＿＿＿＿位	（理　由）	

＊　申請者は記入不要です。

様式第２（第１２条関係）

加入国際学術団体に関する調査表

受　付	整理番号	
※ 平成　年　月　日	※	※

１　国際学術団体に関する事項

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">名称</td><td>和文</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>欧文</td><td colspan="5">（略　称　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">学術会議加入年</td><td colspan="5">年</td></tr>
<tr><td colspan="3">団体の性格</td><td colspan="5">非政府的（該当する　該当しない）　非営利的（該当する　該当しない）</td></tr>
<tr><td colspan="3">内規第３条第３号の
組織構成該当条項</td><td>ア
イ
ウ
エ</td><td>ア以外に該当する場合「複数の専門分野にわたる」ことを示す部及び分野別委員会名</td><td colspan="3">分野別委員会
分野別委員会
分野別委員会
分野別委員会</td></tr>
<tr><td colspan="3">法人登録地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事務局所在地</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">主な役員</td><td rowspan="3">役職名</td><td></td><td colspan="2">国　籍
（　　）</td><td rowspan="3">選出方法</td><td colspan="2">任　期
（　　年）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">国　籍
（　　）</td><td colspan="2">任　期
（　　年）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">国　籍
（　　）</td><td colspan="2">任　期
（　　年）</td></tr>
<tr><td colspan="3">主要加入国
（１０か国）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">主要加入団体</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="3">個人会員数</td><td colspan="5">人</td></tr>
<tr><td colspan="3">現在学術会議以外で我が国からナショナルメンバーとして加入している団体</td><td colspan="5">有　（団体名）
・
無</td></tr>
</table>

注　１　国際学術団体の定款等を資料として添付してください。

　　２　※印欄は記入不要です。

2　国際学術団体活動状況

総会・学術研究集会開催状況 過去10年間	開催年	平成　　年	平成　　年	平成　　年	平成　　年	平成　　年
	会議名					
	開催地	国 市	国 市	国 市	国 市	国 市
	参加国数	か国	か国	か国	か国	か国
	出席者数	人	人	人	人	人
出版物		1　定期的（年　　回）　主な出版物名 2　不定期（　　）　主な出版物名				
学術に関する国際機関等の提唱で行った活動		有（内　容） ・ 無				
学術に関する国際機関等への提言		有（内　容） ・ 無				
国際協力事業への参加又は実施		有（内　容） ・ 無				
全世界（地域）的研究課題への取り組み		有（内　容） ・ 無				
発展途上国への対応		有（内　容） ・ 無				
関係学術分野の動向と今後の重要課題						

3　国内における国際学術団体への対応状況

※ 国際学術団体役員就任状況	役職名				
	氏　名				
	任　期	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで	年から 年まで

＊　役員が会員又は連携会員である場合には氏名の頭に○印を付けてください。

総会・学術研究集会への対応実績 過去10年間	開催年	平成　　年	平成　　年	平成　　年	平成　　年	平成　　年
	会議名					
	開催地	国 市	国 市	国 市	国 市	国 市
	日本人参加者	人	人	人	人	人
	学術会議による代表派遣（氏名）	有（　　） 無	有（　　） 無	有（　　） 無	有（　　） 無	有（　　） 無
	当該会議の学術会議共催・後援の有無					
関係学術研究団体名						
加入科学者数		人				

4　加入成果

学術の進歩への貢献 （国内・国際的）	
我が国が提唱し、実行された国際協力活動等	
取り組んだ主要研究テーマとその成果	
その他	

国際委員会分科会長

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（分野別委員会）＿＿＿＿＿＿＿＿

委員長氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

連絡先　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿＿

様式第３（第１６条関係）

平成　　年　　月　　日

日本学術会議会長　殿

国際委員会分科会委員長
分野別委員会委員長
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成　　年度代表派遣会議推薦書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第１６条の規定に基づき、下記のとおり代表派遣会議を推薦いたします。

記

順位	会議名	会期	開催地	母体機関	派遣候補者名
		／　～　／	＿＿＿＿＿＿（　　）		
		／　～　／	＿＿＿＿＿＿（　　）		
		／　～　／	＿＿＿＿＿＿（　　）		
		／　～　／	＿＿＿＿＿＿（　　）		
		／　～　／	＿＿＿＿＿＿（　　）		
		／　～　／	＿＿＿＿＿＿（　　）		
		／　～　／	＿＿＿＿＿＿（　　）		
		／　～　／	＿＿＿＿＿＿（　　）		
		／　～　／	＿＿＿＿＿＿（　　）		
		／　～　／	＿＿＿＿＿＿（　　）		

注　１　会議名は、和文で記入してください。
　　２　派遣候補者名は、既に予定している者があれば記入してください。

様式第４（第１６条関係）

平成　　年　　月　　日

日本学術会議会長　殿

国際委員会分科会委員長
分野別委員会委員長
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成　　年度代表派遣会議調書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第１６条の規定に基づき、下記のとおり会議調書を提出いたします。

記

<table>
<tr><td rowspan="5">会議</td><td rowspan="2">名称</td><td colspan="4">（和　文）
（欧　文）</td></tr>
<tr><td>開催地</td><td>国　　市</td><td>会期</td><td>年　月　日～　年　月　日</td></tr>
<tr><td>開催間隔</td><td colspan="3">１　定期（　　年に１回）　２　不定期</td></tr>
<tr><td>使用語</td><td>英・仏・独・露・西
その他</td><td>出席に必要な資格</td><td></td></tr>
<tr><td>会議形式</td><td colspan="3">総会・役員会・評議員会・シンポジウム・委員会・その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">母体機関</td><td rowspan="2">名称</td><td colspan="4">（和　文）
（欧　文）</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>性格</td><td colspan="4">１　常設の国際学術団体（加入国数：　　か国）
２　会議開催のためにその都度組織される国際団体
３　特定国の団体（アカデミー、学会等）
４　その他（具体的に記入）</td></tr>
<tr><td>目的</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>学術会議との関係</td><td colspan="4">１　学術会議が団体加入している。
２　学術会議の加入していない国際学術団体であるが、対応する国内委員会（分野別委員会）が設置されている。
（委員会名：　　）
３　その他（学術研究団体の名称、所在地、電話番号、責任者名を記入）</td></tr>
<tr><td>日本人役員</td><td colspan="3">（職名・氏名）</td></tr>
</table>

主催機関	名称	（和　文） （欧　文）		
	所在地			
	連絡責任者住所 氏名 （欧文で詳細に）			
会議参加状況		前々回（第　回）	前　回（第　回）	今　回（第　回）
	開催年	年	年	
	開催地（国名）			
	参加国数			
	主要参加国			
	参加者総数			
	日本人参加者数			
	日本人参加者 （代表者）氏名			
主要課題	（和　文）			
備考	（上記各項に関する補足説明、次回開催候補地等の参考事項を記入）			
	投票権の有無（総会の場合） あり（　　票）、　なし	日本からの代表者の参加要請の有無 あり（座長、指名招請、一般的招請、その他：　　） 特になし		

作成者氏名
所属・職名
連絡先　　（電話）

注　1　文字は楷書で書いてください。
　　2　欧文はわかりやすく書いてください。
　　3　※印欄は記入不要です。
　　4　母体機関に当たるものが特にない場合は、主催機関を母体機関とみなして記入してください。
　　5　連絡責任者住所・氏名は文書の送付等事務的な連絡ができる人を記入してください。
　　6　会議の内容がわかるサーキュラーの写し１部を添付してください。

受付	調書番号
※ 平成　年　月　日	※

様式第５（１８条関係）

日本学術会議会長　　殿

会　　長
委員会委員長
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成　　年度代表派遣実施計画案

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第１８条の規定に基づき、下記のとおり実施計画案を提出します。

記

〈第１７条第　項に係る国際会議〉（配分金額　　円）

番号	会議名	開催地	会期（日数）	派遣候補者（職名）	外国旅費見積額				優先順位
					日当（旅行日を含む）	宿泊	航空賃 ディスカウント	合計額	
1		＿＿＿＿（　　）	／～／（　日）	（　　）	円	円	円	円	
2		＿＿＿＿（　　）	／～／（　日）	（　　）	円	円	円	円	
3		＿＿＿＿（　　）	／～／（　日）	（　　）	円	円	円	円	
4		＿＿＿＿（　　）	／～／（　日）	（　　）	円	円	円	円	
5		＿＿＿＿（　　）	／～／（　日）	（　　）	円	円	円	円	
6		＿＿＿＿（　　）	／～／（　日）	（　　）	円	円	円	円	
7		＿＿＿＿（　　）	／～／（　日）	（　　）	円	円	円	円	
8		＿＿＿＿（　　）	／～／（　日）	（　　）	円	円	円	円	
9		＿＿＿＿（　　）	／～／（　日）	（　　）	円	円	円	円	
10		＿＿＿＿（　　）	／～／（　日）	（　　）	円	円	円	円	

注　１　会期順に記載。
　　２　会期日数には、旅行日を含めない。　　残　額＿＿＿＿＿＿＿＿円
　　３　派遣候補者欄については、既に予定している者があれば記入している。

様式第６（第１８条関係）

平成　　年度代表派遣実施計画

＜　　＞　　名

番号	会議名	会期	開催地	派遣人員
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	
		／　～　／	（　　）	

様式第７（第１９条関係）

平成　　年　　月　　日

日本学術会議会長　殿

国際委員会分科会委員長
分野別委員会委員長
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

平成　　年度代表派遣会議候補者推薦書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第１９条第１項の規定に基づき、下記のとおり派遣候補者を推薦いたします。

記

<table>
<tr><td rowspan="10">代表派遣会議名</td><td>名称</td><td colspan="4">（和　文）
（欧　文）</td></tr>
<tr><td>開催地</td><td colspan="2">国　　市</td><td>会期</td><td>年　月　日～　年　月　日</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4">本人慣用の
ローマ字表記</td></tr>
<tr><td>勤務先</td><td colspan="2"></td><td>職名</td><td>（英訳）</td></tr>
<tr><td>勤務先
所在地</td><td colspan="3"></td><td>（電話番号）</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="3"></td><td>（電話番号）</td></tr>
<tr><td>最終学歴及び主な職歴</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>主な研究業績</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>日本学術会議との関係</td><td colspan="4">1　会員（第　　部）
2　分野別委員会（　　委員会）
3　国際委員会分科会委員（　　分科会）　（1、2を除く）</td></tr>
</table>

会議での役割	1　主催機関の役員 2　会議の座長になる予定 3　指名招請されている 4　一般的招請により参加 5　その他（右の余白に具体的に記入） （注）招請状の写しを１部添付してください。
出席費用	主催機関等によるギャランティーの有無 1　あり　(1)　往復運賃及び会期中の滞在費（負担機関名：　　） (2)　会期中の滞在費　　（負担機関名：　　） (3)　その他　（具体的に記入）　（負担機関名：　　） （注）ギャランティーのある場合は、それを明記した資料を１部添付してください。 2　なし

注　1　※印欄は記入不要です。

2　文字は楷書で書いてください。

3　派遣候補者は、日本学術会議会員の中から適任者を選考すること。ただし、連携会員の中に適任者があるときは、当該連携会員を派遣候補者にすることができます。

4　派遣者は、本推薦書に基づいて、幹事会で決定されます。決定された場合、直ちにその旨をお知らせしますので、その後に渡航手続の準備をしていただくことになります。

5　会議の日程等に変更がある場合は、お早めに事務局参事官（国際業務担当）室国際業務総括専門職（電話 03-3403-5731）まで御連絡ください。

受　付	調書番号	推薦番号
※ 平成　年　月　日	※	※

様式第８（第２５条関係）

平成　　年　　月　　日

日本学術会議会長　　殿

報告者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
連絡先　　住　所
勤務先
電　話
所属している分野別委員会名・分科会名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表派遣会議出席報告書

日本学術会議の行う国際学術交流事業の実施に関する内規第２５条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

１　会議の名称
（和　文）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（欧　文）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　会　期
年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　（　　日間）

３　会議の概要
(1)　会議の形式
(2)　会議の開催周期
(3)　会議開催地、会議場
(4)　会議開催母体機関
(5)　会議開催主催機関及びその性格
(6)　参加状況（参加国名・数、参加者数、日本人参加者）
(7)　次回会議予定（会期、開催地、準備組織、主なテーマ）

４　会議の学術的内容
(1)　日程と主な議題
(2)　提出論文（日本人、日本人以外）
(3)　学術的内容に関する事項（当該分野の学術の動向、今後の重要課題等）

(4) その他の特記事項

5 会議の運営

(1) 会議の使用語

(2) 出版物（サーキュラー、論文前刷、プロシーディングス）

(3) 会議付帯行事（学術研究旅行、展示、社交）

6 会議全般に関する所見

7 分担金の負担額の変更等（以下、日本学術会議加入国際学術団体の場合記入）

(1) 日本の負担予定額

(2) 日本以外の主要国の負担予定額

(3) 実施の時期

(4) 変更の理由

(5) 定款等の改定、分担金の変更等についての国内委員会への連絡有無

8 関係国際学術団体の運営等

(1) 定款・規則の改正

(2) 新役員

(3) 新規加入・脱退等（国名、団体名）

(4) 新たに設置された委員会等

(5) その他運営に関する決定事項

9 投票権を行使した決議事項のうち重要と思われる事項及びその概要

様式第９（第３２条関係）

平成　　年　　月　　日

日本学術会議
　会長　　殿

（学術研究団体名）
（代表者名）　　印

（国際会議名）　　の共同主催について（申請）

　標記国際会議が日本で開催されることが、　　年　　月　　日の　（国際学術団体名及び国際会議名）　で決定しましたので、貴会議が同国際会議を　（学術研究団体名）　と共同して開催されるよう申請します。
　なお、会議の計画概要等は別紙説明書のとおりです。

説明書記載事項

1　会議の名称（和文名・英文名）
2　主　催　　日本学術会議（希望）、学術研究団体名
3　後　援　　（学術研究団体名等）
4　開催時期（平成年月日、期間）
5　開催場所（会場名、都道府県市区町村名）
6　会議の性格と目的（会議の種類、開催周期、開催目的、国際学術団体と日本学術会議との関連及び経緯、学術研究団体と国際学術団体との関係等）
7　日本開催の経緯と意義（日本開催の要望及び決定の状況、過去の開催状況、日本での開催は何回目になるか、国際会議開催の一般的な意義等）
8　会議計画の概要
(1)　会議の構成（総会、委員会、セッション、ポスターセッション等を明記）
(2)　主要題目（今回会議のメインテーマ、各セッションの予定テーマ等を明記）
(3)　日程表（表形式にし、午前、午後、夜の別に行う会議内容を明記）
(4)　会議使用語（使用語と同時通訳の有無を明記）
(5)　参加予定国（国名、国数）
(6)　参加予定者数（国外、国内、及び同伴者）
(7)　会議プロシーディングス（印刷及び配布方法を明記）
(8)　展示（学術、商業の区別を明記）
(9)　著名な国外、国内参加者（氏名、所属、受賞歴のある場合はコメントをつける）
(10)　予　算　　収入（参加費、寄付金、国費希望額、補助金等）
支出
9　その他
(1)　運営委員会の組織構成等（運営委員会の発足年月日、学術研究団体との関係）
(2)　連絡責任者（氏名、所属、住所、電話）
(3)　募金団体

様式第１０（第３７条関係）

平成　　年　　月　　日

日本学術会議
会長　　殿

（学術研究団体名）
（代表者名）　　印

（国際会議名）　　の後援について（申請）

標記国際会議を平成　　年（　　年）　　月　　日から　　月まで、（場所）　において開催することになりました。

つきましては、日本学術会議の後援を申請します。

なお、この会議の開催に要する経費等については、日本学術会議には一切負担をかけません。

また、会議の計画概要等は別紙説明書のとおりです。

説明書記載事項

1　会議の名称（和文名・英文名）
2　主　催　　日本学術会議（希望）、学術研究団体名
3　共　催　　（学術研究団体名等）
4　後　援　　日本学術会議（希望）
5　開催時期（平成年月日、期間）
6　開催場所（会場名、都道府県市区町村名）
7　会議の性格と目的（会議の種類、開催周期、開催目的、国際学術団体と日本学術会議との関連、学術研究団体と国際学術団体との関係等）
8　日本開催の経緯と意義（国際会議の日本招致までの経緯、国際学術団体における日本開催決定までの経緯、決定機関名、正式決定年月日、過去の開催状況、日本での開催は何回目になるのか、国際会議開催の意義、今回の特記すべき事項等）
9　会議計画の概要
(1)　会議の構成（総会、委員会、セッション、ポスターセッション等を明記）
(2)　主要題目（今回会議のメインテーマ、各セッションの予定テーマ等を明記）
(3)　日程表（表形式にし、午前、午後、夜の別に行う会議内容を明記）
(4)　参加予定国（国名、国数）
(5)　参加予定者数（国外、国内、及び同伴者）
(6)　会議プロシーディングス（印刷及び配布方法を明記）
(7)　著名な国外、国内参加者（氏名、所属、受賞歴のある場合はコメントをつける）
(8)　予　算　　収入（参加費、寄付金、国費希望額、補助金等）
　　支出
１０　その他
(1)　運営委員会役員、委員（氏名、所属）
(2)　連絡責任者（氏名、所属、住所、電話）
(3)　募金団体

3	
幹事会	1

提　　案

日本学術会議地区会議運営要綱案について

1　提 案 者　　会　　長

2　議　　案　　標記について、別紙案のとおり決定すること。

3　提案理由　　日本学術会議の一部を改正する法律（平成１６年法律第２９号）の施行に伴い、新体制となる日本学術会議地区会議の運営要綱を定める必要があるため。

日本学術会議地区会議運営要綱（案）

平成１７年１０月　　日
日本学術会議幹事会決定

（総則）

第１　日本学術会議会則第３３条に基づく地区会議の運営は、この要綱の定めるところによる。

（目的及び任務）

第２　地区会議は、日本学術会議の諸活動を地区内の科学者等に周知徹底し、及び日本学術会議に対する意見、要望を汲み上げて日本学術会議と科学者との意思疎通を図るとともに、地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする。

第３　地区会議は、前項の目的を達成するため、単独又は部若しくは委員会と共同で次の活動を行うものとする。

（１）科学者との懇談会の開催
（２）学術講演会等の開催
（３）地区会議ニュース等の発行
（４）地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする事業
（５）その他目的の達成に必要な事業

（区分）

第４　地区会議の区分は次のとおりとする。

（１）北海道
（２）東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
（３）関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県）
（４）中部（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
（５）近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
（６）中国・四国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
（７）九州・沖縄（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

（構成）

第５　地区会議は、原則として各部が当該地区に居住する会員又は勤務地を有する会員の中から選出した各３名をもって構成する。ただし、地区会議の要請があった場合には、各部は幹事会に諮り、構成員を追加することができる。

２　当該地区に居住する会員又は勤務地を有する特定の部の会員が２名以下の

場合は、当該部は、連携会員又は他地域の会員を構成員として加えることができる。
３　地区会議は、構成員である会員の中から代表幹事１名を選出する。代表幹事は、地区会議を主宰する。
４　地区会議に、その活動に関する事務を処理するため地方連絡委員を置く。地方連絡委員は、地区会議を構成する会員等との連絡調整を密にするものとする。
（事業計画）
第６　各地区会議は、年度当初において当該年度における事業計画案を策定し、科学者委員会に提出しなければならない。
２　科学者委員会は、各地区会議の原案に基づき事業計画を整理し、幹事会の議を経て決定する。
（地区会議代表幹事会）
第７　地区会議代表幹事会は、科学者委員会の委員長及び地区会議担当分科会分科会長並びに各地区会議の代表幹事をもって構成する。
２　地区会議代表幹事会は、科学者委員会委員長がこれを主宰し、幹事若干名を置く。
３　地区会議代表幹事会は、原則として総会時に開催し、各地区会議と連絡を密にするものとする。
４　必要に応じて、総会時に委員会と地区会議代表幹事会の合同会議を開催することができる。
（留意事項）
第８　地区会議の事業は、法令及び規則等並びに地区会議の主旨に反しない範囲において、各地区の自主的判断に任せるものとする。ただし、各地区の事業内容等について、地区会議代表幹事会等において調整することができる。
２　地区会議の事業は、日本学術会議協力学術研究団体の活動と連携を保って行うことが望ましい。
３　地区会議は、事業を行うに当たって、他の地区会議と合同し、若しくは他の地区会議の一部の地域の協力を得て実施することができる。
４　各地区の地区割りは、各地区間の合意により変更することができる。
（庶務）
第９　地区会議の庶務は、事務局企画課において処理する。
（雑則）
第１０　この要綱に定めるもののほか、地区会議の運営に関し必要な事項は科学者委員会が定める。
附　則
この決定は、決定の日から施行する。

4	
幹事会	1

提　　案

日本学術会議協力学術研究団体規程案について

1　提 案 者　　会　　長

2　議　　案　　標記について、別紙案のとおり決定すること。

3　提案理由　　日本学術会議の一部を改正する法律（平成１６年法律第２９号）の施行に伴い、新体制となる日本学術会議に置かれる協力学術研究団体の規程を定める必要があるため。

日本学術会議協力学術研究団体規程（案）

平成１７年１０月　　日
日本学術会議幹事会決定

（要件）

第１　日本学術会議会則第３４条に規定する日本学術会議協力学術研究団体は、次の基準を具備することを原則とする。

①　学術研究の向上発達を図ることを主たる目的とする団体であって、かつその目的とする分野における学術研究団体として活動しているものであること。

②　個人会員である構成員の数が、１００名以上であること。

第２　前項の基準の判定に当たっては、関係団体の実情を勘案して行うことができる。

（称号の付与）

第３　日本学術会議協力学術研究団体の称号の付与は、次の手続により行うものとする。

①　称号の付与を受けようとする団体は、申込書（別表に定める様式）に所要の事項を記入の上、会長あて申し込むものとする。

②　日本学術会議協力学術研究団体の称号の付与の申込みがあったときは、会長は、科学者委員会にその処理を付託するものとする。

③　科学者委員会は、必要に応じ関係各部に諮った上、会長に意見を述べ、会長はこれに基づいて幹事会に諮り決定する。

④　会長は、幹事会の決定を速やかに当該団体に通知する。

（活動）

第４　日本学術会議は、日本学術会議協力学術研究団体の称号が付与された団体に対して次のことを行うものとする。

①　広報刊行物、ニュース・メール等の配布・配信

②　選考委員会からの会員及び連携会員の候補者に関する情報の提供の依頼

③　適当と認められる会議の共同開催又は後援

（変更の届出）

第５　日本学術会議協力学術研究団体の称号が付与された団体は、代表者、事務局所在地、連絡先等の変更があった場合は速やかに文書で届け出るものとする。

（称号の取消し）

第６　前項の届出がない等の理由により広報資料等の受取人が不明となった場合は、会長は、幹事会の議を経て当該団体に付与した称号を取り消すことが

できるものとする。この場合において、会長は、科学者委員会に意見を求めるものとする。

２　会長は、称号の取消しを行った場合は、当該団体に付与した称号を取り消したことを、日本学術会議のホームページに掲載するものとする。

（学会の連合体等）

第７　学会の連合体及びこれに準じるもの、その他日本学術会議において必要と認めた団体は、学術研究団体に準じて取り扱うものとする。

（雑則）

第８　この要綱に定めるもののほか、日本学術会議協力学術研究団体の称号の付与並びに日本学術会議協力学術研究団体との連携及び協力に当たって必要な事項は、科学者委員会がこれを定める。

附　則

（施行期日）

１　この決定は、決定の日から施行する。

（経過措置）

２　平成１７年９月３０日において、日本学術会議の広報協力学術団体である団体については、第３の規定にかかわらず、日本学術会議協力学術研究団体の称号の付与を希望した場合には、その称号を付与する。

別表（第３項関係）

日本学術会議協力学術研究団体申込書

平成　　年　　月　　日

日本学術会議会長　殿

申込団体名
代表者氏名　　印
性別（男・女）

日本学術会議の活動に協力する学術研究団体としての称号の付与を受けたいので、関係書類を添えて下記により申し込みます。

記

１　名　称　　和文（ふりがな）
　　英文
２　代表者（氏名、所属・肩書き）
３　設立年月日
４　個人会員である構成員の数（学部学生を除く。）及び男女の別
５　活動状況
（１）機関誌（誌名、創刊年月、発行回数／年、発行部数）
（２）会　合（年次総会、全国学術大会、公開講演会など主な会合名及び開催数／年）
（３）その他
６　連合体への加盟状況
　（１）国内（連合体名称、加盟年月日）
　（２）国外（連合体名称、加盟年月日）
７　事務所（事務局）
　　所在地　〒
　　電話、ＦＡＸ、E-mail、ホームページ
　　事務担当者（氏名、所属・肩書き）
　　電話（勤務先、自宅)、ＦＡＸ、E-mail、
８　日本学術会議からの刊行物等資料の送付先（上記事務所と異なる場合）
　　〒

添付物　１　会則・約款、設立趣意書、機関誌
　　２　役員名簿（男女別の情報を含む。）
　　３　その他活動状況の分かる資料

提出先　〒１０６－８５５５　東京都港区六本木７－２２－３４
日本学術会議事務局企画課
日本学術会議協力学術研究団体担当
電話　（０３）３４０３－１９０６

5	
幹事会	1

提　　案

企画委員会運営要綱案について

1　提 案 者　　会　　長

2　議　　案　　標記について、別紙案のとおり決定すること。

3　提案理由　　日本学術会議の一部を改正する法律（平成１６年法律第２９号）の施行に伴い、新体制となる日本学術会議に置かれる新たな委員会の運営要綱を定める必要があるため。

企画委員会運営要綱（案）

平成１７年１０月　　日
日本学術会議幹事会決定

（組織）
第１　企画委員会（以下「委員会」という。）は、会長、副会長及び各部の２名（うち１名は役員とする。）以内の会員をもって組織する。

（庶務）
第２　委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

（雑則）
第３　この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則
この決定は、決定の日から施行する。

6	
幹事会	1

提　　案

選考委員会運営要綱案について

1　提 案 者　　会　　長

2　議　　案　　標記について、別紙案のとおり決定すること。

3　提案理由　　日本学術会議の一部を改正する法律（平成１６年法律第２９号）の施行に伴い、新体制となる日本学術会議に置かれる新たな委員会の運営要綱を定める必要があるため。

選考委員会運営要綱（案）

平成１７年１０月　　日
日本学術会議幹事会決定

（組織）
第１　選考委員会（以下「委員会」という。）は、会長及び副会長（日本学術会議会則第５条第１号担当）及び各部の４名（うち１名は役員とする。）以内の会員をもって組織する。

（庶務）
第２　委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

（雑則）
第３　この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則
この決定は、決定の日から施行する。

7	
幹事会	1

提　　案

科学者委員会運営要綱案について

1　提 案 者　　会　　長

2　議　　案　　標記について、別紙案のとおり決定すること。

3　提案理由　　日本学術会議の一部を改正する法律（平成１６年法律第２９号）の施行に伴い、新体制となる日本学術会議に置かれる新たな委員会の運営要綱を定める必要があるため。

科学者委員会運営要綱（案）

平成１７年１０月　　日
日本学術会議幹事会決定

（組織）

第１　科学者委員会（以下「委員会」という。）は、副会長（日本学術会議会則第５条第１号担当）及び各部の３名（うち１名は役員とする。）の会員をもって組織する。

（分科会）

第２　委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分　科　会	調査審議事項	構　　成
広報分科会	広報刊行物等の編集又は編集協力に関すること	各部の２名以内の会員及び委員会の委員３名

（庶務）

第３　委員会の庶務は、事務局企画課において処理する。

（雑則）

第４　この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この決定は、決定の日から施行する。

8	
幹事会	1

提　　案

科学と社会委員会運営要綱案について

1　提 案 者　　会　　長

2　議　　案　　標記について、別紙案のとおり決定すること。

3　提案理由　　日本学術会議の一部を改正する法律（平成１６年法律第２９号）の施行に伴い、新体制となる日本学術会議に置かれる新たな委員会の運営要綱を定める必要があるため。

科学と社会委員会運営要綱（案）

平成１７年１０月　　日
日本学術会議幹事会決定

（組織）

第１　科学と社会委員会（以下「委員会」という。）は、副会長（日本学術会議会則第５条第２号担当）、各部の３名（うち１名は役員とする。）以内の会員及び必要に応じて会員の中から選ばれる４名以内の委員をもって組織する。

（分科会）

第２　委員会に、次の表のとおり分科会を置く。

分科会	調査審議事項	構　　成
科学力増進分科会	国民の科学力増進に関すること	各部の２名以内の会員及び委員会の委員３名並びに幹事会が必要と認める連携会員若干名

（庶務）

第３　委員会の庶務は、事務局企画課及び参事官（審議第１担当及び審議第２担当）において処理する。

（雑則）

第４　この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この決定は、決定の日から施行する。

9	
幹事会	1

提　　案

国際委員会運営要綱案について

1　提 案 者　　会　　長

2　議　　案　　標記について、別紙案のとおり決定すること。

3　提案理由　　日本学術会議の一部を改正する法律（平成１６年法律第２９号）の施行に伴い、新体制となる日本学術会議に置かれる新たな委員会の運営要綱を定める必要があるため。

国際委員会運営要綱（案）

平成１７年１０月　　日
日本学術会議幹事会決定

（組織）
第１　国際委員会（以下「委員会」という。）は、会長及び副会長（日本学術会議会則第５条第３号担当）及び各部の３名（うち１名は役員とする。）の会員をもって組織する。

（分科会）
第２　委員会に、別表１のとおり分科会を、別表２のとおり各分科会に必要に応じて小分科会を置く。

（庶務）
第３　委員会の庶務は、日本学術会議事務局の各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（国際業務担当）において処理する。ただし、分科会及び小分科会の庶務については、委員会において別に定める。

（雑則）
第４　この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則
この決定は、決定の日から施行する。

別表１

分　科　会	調査審議事項	構　　成	備　考
国際会議主催等検討分科会	日本で開催される国際会議の日本学術会議の主催及び後援についての審議及び選定に関すること	副会長（日本学術会議会則第５条第３号担当）及び各部推薦の会員各２名	
日英学術交流分科会	日本学術会議と英国学術機関との二国間学術交流の実施に関すること	副会長（日本学術会議会則第５条第３号担当）並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員２５名以内	
アジア学術会議分科会	アジア学術会議（ＳＣＡ）の在り方等の検討及び活動の推進に関すること	副会長（日本学術会議会則第５条第３号担当）及び各部推薦の会員各２名並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員若干名	
Ｇ８学術会議分科会	Ｇ８各国の学術会議が行う共同提案等の活動に関すること	会長及び副会長（日本学術会議会則第５条第３号担当）並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員若干名	
持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議 2006 分科会	持続可能な社会のための科学と技術国際会議２００６を開催するために必要な企画立案及び実施準備に関すること	会長及び副会長（日本学術会議会則第５条第３号担当）並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員若干名	

ＩＣＳＵ等分科会	国際科学会議（ＩＣＳＵ)、国際問題に関するインターアカデミーパネル（ＩＡＰ）及びインターアカデミーカウンシル（ＩＡＣ）への対応に関すること	委員会の委員３名以内並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員１０名以内	
ＡＡＳＳＲＥＣ等分科会	アジア社会科学研究協議会連盟（ＡＡＳＳＲＥＣ）及び国際社会科学団体連盟（ＩＦＳＳＯ）への対応に関すること	委員会の委員３名以内並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員１０名以内	
ＩＵＢＳ分科会	国際生物科学連合（ＩＵＢＳ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＰＡＣ分科会	国際純正・応用化学連合（ＩＵＰＡＣ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＢＭＢ分科会	国際生化学・分子生物学連合（ＩＵＢＭＢ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＰＳＡ分科会	太平洋学術協会（ＰＳＡ）への対応に関すること	委員会の委員３名以内並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員１０名以内	
ＣＯＤＡＴＡ分科会	科学技術データ委員会（ＣＯＤＡＴＡ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	

ＳＣＯＲ分科会	海洋研究科学委員会（ＳＣＯＲ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＣＩＳＨ分科会	国際歴史学委員会（ＣＩＳＨ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＯＡＳ分科会	国際オリエント・アジア研究連合（ＩＵＯＡＳ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＡＬＳ分科会	法学国際協会（ＩＡＬＳ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＥＡ分科会	国際経済学協会（ＩＥＡ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＥＨＡ分科会	国際経済史協会（ＩＥＨＡ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＭＵ分科会	国際数学連合（ＩＭＵ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＰＡＰ分科会	国際純粋・応用物理学連合（ＩＵＰＡＰ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＡＵ分科会	国際天文学連合（ＩＡＵ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＳＣＯＰＥ分科会	環境問題科学委員会（ＳＣＯＰＥ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	

ＩＵＧＳ分科会	国際地質科学連合（ＩＵＧＳ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＭＡ分科会	国際鉱物学連合（ＩＭＡ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＮＱＵＡ分科会	国際第四紀学連合（ＩＮＱＵＡ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＧＵ分科会	国際地理学連合（ＩＧＵ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＣＡ分科会	国際地図学協会（ＩＣＡ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＧＧ分科会	国際測地学及び地球物理学連合（ＩＵＧＧ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＳＣＯＳＴＥＰ分科会	太陽地球系物理学・科学委員会（ＳＣＯＳＴＥＰ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＨＰＳ分科会	国際科学史・科学基礎論連合（ＩＵＨＰＳ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＣｒ分科会	国際結晶学連合（ＩＵＣｒ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	

ＩＵＰＡＢ分科会	国際純粋・応用生物物理学連合（ＩＵＰＡＢ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＣＯＳＰＡＲ分科会	宇宙空間研究委員会（ＣＯＳＰＡＲ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＳＣＡＲ分科会	南極研究科学委員会（ＳＣＡＲ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＵＲＳＩ分科会	国際電波科学連合（ＵＲＳＩ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＡＳＣ分科会	国際北極科学委員会（ＩＡＳＣ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＷＦＥＯ分科会	世界工学団体連盟（ＷＦＥＯ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＣＯ分科会	国際光学委員会（ＩＣＯ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＦＡＣ分科会	国際自動制御連盟（ＩＦＡＣ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＴＡＭ分科会	国際理論応用力学連盟（ＩＵＴＡＭ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＮＳ分科会	国際栄養科学連合（ＩＵＮＳ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	

ＣＩＧＲ分科会	国際農業工学会（ＣＩＧＲ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＭＳ分科会	国際微生物学連合（ＩＵＭＳ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＳＳ分科会	国際土壌科学連合（ＩＵＳＳ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＰＳ分科会	国際生理科学連合（ＩＵＰＳ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＵＰＨＡＲ分科会	国際薬理学連合（ＩＵＰＨＡＲ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＣＬＡＳ分科会	国際実験動物科学会議（ＩＣＬＡＳ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＣＩＯＭＳ分科会	国際医学団体協議会（ＣＩＯＭＳ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＵＩＣＣ分科会	国際対がん連合（ＵＩＣＣ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＧＢＰ分科会	地球圏－生物圏国際共同研究計画（ＩＧＢＰ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＨＤＰ分科会	地球環境変化の人間的次元の研究計画（ＩＨＤＰ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	

ＩＧＣＰ分科会	地質科学国際研究計画（ＩＧＣＰ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＩＬＰ分科会	国際リソスフェア計画（ＩＬＰ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＳＴＰＰ分科会	太陽地球系物理学国際共同研究計画（ＳＴＰＰ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	
ＷＣＲＰ分科会	気候変動国際共同研究計画（ＷＣＲＰ）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	

別表２

小　分　科　会	調査審議事項	構　　成	備　考
2005 年ＩＥＥＥ回路とシステムに関する国際会議小分科会	2005 年ＩＥＥＥ回路とシステムに関する国際会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
世界一般医・家庭医学会 2005 年アジア太平洋学術会議小分科会	世界一般医・家庭医学会 2005 年アジア太平洋学術会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
量子エレクトロニクス国際会議 2005 及びレーザー・エレクトロオプティクスに関する環太平洋会議 2005 小分科会	量子エレクトロニクス国際会議 2005 及びレーザー・エレクトロオプティクスに関する環太平洋会議 2005 の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第９回国際哺乳類学会議小分科会	第９回国際哺乳類学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第３９回国際応用動物行動学会議小分科会	第３９回国際応用動物行動学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第１８回世界心身医学会議小分科会	第１８回世界心身医学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。

第１６回国際地盤工学会議小分科会	第１６回国際地盤工学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第５６回国際宇宙会議福岡大会小分科会	第５６回国際宇宙会議福岡大会の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第２０回国際生化学・分子生物学会議小分科会	第２０回国際生化学・分子生物学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第２０回国際コンピュータ支援放射線医学・外科学会議小分科会	第２０回国際コンピュータ支援放射線医学・外科学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
２００６年世界政治学会・福岡大会小分科会	２００６年世界政治学会・福岡大会の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第１９回国際鉱物学会議小分科会	第１９回国際鉱物学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。

第２５回天然物化学国際会議・第５回生物多様性国際会議小分科会	第２５回天然物化学国際会議・第５回生物多様性国際会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第１７回磁性国際会議小分科会	第１７回磁性国際会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
２００６年国際サイコセラピー会議イン・ジャパンおよび第３回アジア国際サイコセラピー会議小分科会	２００６年国際サイコセラピー会議イン・ジャパンおよび第３回アジア国際サイコセラピー会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
第１６回国際顕微鏡学会議小分科会	第１６回国際顕微鏡学会議の開催に係る準備及び運営等	国際会議主催等検討分科会委員１名並びに当該国際会議の開催に関係する会員又は連携会員	国際会議主催等検討分科会に置く。
ＳＣＡ共同プロジェクト小分科会	日本提案の個々のＳＣＡ共同プロジェクトの推進	アジア学術会議分科会委員 1 名並びにアジア学術会議分科会委員長が必要と認める会員又は連携会員	アジア学術会議分科会に置く。
ウブントゥ連合小分科会	ウブントゥ連合の活動の支援	アジア学術会議分科会委員 1 名並びにアジア学術会議分科会委員長が必要と認める会員又は連携会員	アジア学術会議分科会に置く。

第 6 回ＳＣＡ会合担当小分科会	第6回ＳＣＡ会合の内容の検討、開催国の支援	アジア学術会議分科会委員 1 名並びにアジア学術会議分科会委員長が必要と認める会員又は連携会員	アジア学術会議分科会に置く。
第７回ＳＣＡ会合担当小分科会	第７回ＳＣＡ会合の内容の検討、会議計画の策定	アジア学術会議分科会委員 1 名並びにアジア学術会議分科会委員長が必要と認める会員又は連携会員	アジア学術会議分科会に置く。

１０	
幹事会	1

提　　案

分野別委員会運営要綱案について

1　提 案 者　　会　　長

2　議　　案　　標記について、別紙案のとおり決定すること。

3　提案理由　　日本学術会議の一部を改正する法律（平成１６年法律第２９号）の施行に伴い、新体制となる日本学術会議に置かれる新たな委員会の運営要綱を定める必要があるため。

分野別委員会運営要綱（案）

平成１７年１０月　　日
日本学術会議幹事会決定

（組織）

第１　日本学術会議会則第１６条に規定する分野別委員会（以下「委員会」という。）は、それぞれの分野における会員又は連携会員をもって組織する。

（庶務）

第２　委員会の庶務は、別表の各委員会に対応する事務局参事官が処理する。

（雑則）

第３　この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この決定は、決定の日から施行する。

別表

語学・文学委員会	参事官（審議第１担当）
哲学委員会	参事官（審議第１担当）
心理学・教育学委員会	参事官（審議第１担当）
社会学委員会	参事官（審議第１担当）
史学委員会	参事官（審議第１担当）
地域研究委員会	参事官（審議第１担当）
法学委員会	参事官（審議第１担当）
政治学委員会	参事官（審議第１担当）
経済学委員会	参事官（審議第１担当）
経営学委員会	参事官（審議第１担当）
基礎生物学委員会	参事官（審議第１担当）
応用生物学委員会	参事官（審議第１担当）
農学基礎委員会	参事官（審議第１担当）
生産農学委員会	参事官（審議第１担当）
基礎医学委員会	参事官（審議第１担当）
臨床医学委員会	参事官（審議第１担当）
健康・生活科学委員会	参事官（審議第１担当）
歯学委員会	参事官（審議第１担当）
薬学委員会	参事官（審議第１担当）
数学委員会	参事官（審議第２担当）
物理学委員会	参事官（審議第２担当）
地球惑星科学委員会	参事官（審議第２担当）
情報学委員会	参事官（審議第２担当）
化学委員会	参事官（審議第２担当）
総合工学委員会	参事官（審議第２担当）
機械工学委員会	参事官（審議第２担当）
電気電子工学委員会	参事官（審議第２担当）
土木工学・建築学委員会	参事官（審議第２担当）
材料工学委員会	参事官（審議第２担当）
環境学委員会	参事官（審議第１担当）

＜分野別委員会運営要綱の例＞＜分野別委員会の申請により改正して分科会を設置＞

２００５．９．７
１５：３０現在

分野別委員会運営要綱（案）

平成１７年　　月　　日
日本学術会議幹事会決定

（組織）

第１　日本学術会議会則第１４条に規定する分野別委員会（以下「委員会」という。）は、それぞれの分野における会員又は連携会員をもって組織する。

（分科会及び小委員会）

第２　各委員会に置かれる分科会及び小委員会は、別表第１のとおり定める。

（庶務）

第３　委員会の庶務は、別表第２の各委員会に対応する事務局参事官が処理する。ただし、国際委員会に置かれる分科会を兼ねるものについては、委員会において別途定める。

（雑則）

第４　この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

この決定は、平成１７年　　月　日から施行する。

※（分野別委員会毎に必要な分科会などを議論したあと、幹事会に提案して、幹事会が改正する。）

※　以下の日程表の幹事会の予定日に（原則として第4週目）都合の悪い日に×印をつけてください。
なお、明日（5日）12時からの幹事会に企画課審査係までご提出いただきますようお願いいたします。

氏名	

参考1

平成17年10月～平成18年4月までの幹事会等日程（案）

平成17年10月	平成17年11月	平成17年12月	平成18年1月	平成18年2月	平成18年3月	平成18年4月
1（土）	1（火）	1（木）	1（日）	1（水）	1（水）	1（土）
2（日）	2（水）	2（金）	2（月）	2（木）	2（木）	2（日）
3（月）	3（木）	3（土）	3（火）	3（金）	3（金）	3（月）
4（火）	4（金）	4（日）	4（水）	4（土）	4（土）	4（火）
5（水）	5（土）	5（月）	5（木）	5（日）	5（日）	5（水）
6（木）	6（日）	6（火）	6（金）	6（月）	6（月）	6（木）
7（金）	7（月）	7（水）	7（土）	7（火）	7（火）	7（金）
8（土）	8（火）	8（木）	8（日）	8（水）	8（水）	8（土）
9（日）	9（水）	9（金）	9（月）	9（木）	9（木）	9（日）
10（月）	10（木）	10（土）	10（火）	10（金）	10（金）	10（月）
11（火）	11（金）	11（日）	11（水）	11（土）	11（土）	11（火）
12（水）	12（土）	12（月）	12（木）	12（日）	12（日）	12（水）
13（木）	13（日）	13（火）	13（金）	13（月）	13（月）	13（木）
14（金）	14（月）	14（水）	14（土）	14（火）	14（火）	14（金）
15（土）	15（火）	15（木）	15（日）	15（水）	15（水）	15（土）
16（日）	16（水）	16（金）	16（月）	16（木）	16（木）	16（日）
17（月）	17（木）	17（土）	17（火）	17（金）	17（金）	17（月）
18（火）	18（金）	18（日）	18（水）	18（土）	18（土）	18（火）
19（水）	19（土）	19（月）	19（木）	19（日）	19（日）	19（水）
20（木）	20（日）	20（火）	20（金）	20（月）	20（月）	20（木）
21（金）	21（月）	21（水）	21（土）	21（火）	21（火）	21（金）
22（土）	22（火）	22（木）	22（日）	22（水）	22（水）	22（土）
23（日）	23（水）	23（金）	23（月）	23（木）	23（木）	23（日）
24（月）	24（木）	24（土）	24（火）	24（金）	24（金）	24（月）　総会
25（火）	25（金）	25（日）	25（水）	25（土）	25（土）	25（火）　総会
26（水）	26（土）	26（月）	26（木）	26（日）	26（日）	26（水）　総会
27（木）	27（日）	27（火）	27（金）	27（月）	27（月）	27（木）
28（金）	28（月）	28（水）	28（土）	28（火）	28（火）	28（金）
29（土）	29（火）	29（木）	29（日）		29（水）	29（土）
30（日）	30（水）	30（金）	30（月）		30（木）	30（日）
31（月）		31（土）	31（火）		31（金）	

※　(注:幹事会開催は午後を予定)

参考２

第１４６回総会３日目以降の日程

<table>
<tr><td>10:00</td><td colspan="2">11:00</td><td>12:00 13:00</td><td>13:30</td><td colspan="2">14:30</td><td>15:30</td><td>16:30</td></tr>
<tr><td rowspan="4">10月5日(水)</td><td rowspan="4">総会</td><td rowspan="4">部会

委員会の分科会等への会員の所属の検討</td><td>昼休み</td><td rowspan="4">企画委員会</td><td>科学者委員会</td><td colspan="2">選考委員会</td><td rowspan="4">幹事会</td></tr>
<tr><td rowspan="3">幹事会</td><td rowspan="2">科学と社会委員会</td><td>科学者委員会広報分科会</td><td rowspan="3">国際委員会アジア学術会議分科会</td></tr>
<tr><td>科学力増進分科会</td></tr>
<tr><td>国際委員会</td><td>国際会議主催等検討委員会</td></tr>
</table>

第２０期日本学術会議への提案

２００５年8月２９日

第１９期日本学術会議組織・制度常置委員会

組織・制度常置委員会

委員長　戒能　通厚

１　委員会の設置目的と審議事項

日本学術会議は、本年１０月１日より、昨年４月に成立した「日本学術会議法の一部を改正する法律」に基づく新しい組織に生まれ変わる。さまざまな理由によって、改正法の制定が遅れ、第１８期中に決着がつかなかったため発足した第１９期日本学術会議は、この意味で第１３期から続いた学術研究団体ベースの研究連絡委員会を基盤とした日本学術会議の活動の最後の姿を伝えるものとなる。新しい日本学術会議は、いわゆるco-optation　方式の会員補充方式と、会員とともに連携して活動する連携会員の制度を特色とするが、その具体的な制度設計は、目下選考中の新会員によって発足する新日本学術会議に委ねられている。

本委員会の任務は、日本学術会議の日常的な組織・制度の在り方とその将来に向かっての改善点の検討にあり、したがって改正法に基づく新日本学術会議の在り方をもっとも考慮すべき立場にありながら、それを行うことができないという、いわば矛盾した状況に置かれた。けれども、改正法による組織・制度の編成原理に内実を与えることは第１９期日本学術会議の任務でないにせよ、第１３期からの「現行体制」の成果と問題点を整理し、新日本学術会議に伝えることは私たちが行うべきことであり、そのような趣旨で本文書は作成されたものである。

２　第１９期における活動状況

「現行体制」における「研究連絡委員会」（以下、「研連」という。）は、改正法の上では消滅しているが、これまでも研連は、日本学術会議の会員、研連委員以外のいわば「ボランティア」を加えた専門委員会・小委員会の自由な設置・招集によって弾力的に運営されてきたのであり、そこには学術研究団体（学協会）の協力があった。今期になってからも、すでに、設置された専門委員会は２９、招集された小委員会の数は９３にのぼっている。これとともに、主に自然系の学術研究団体の間での連携が進んでいる。

この流れは、多かれ少なかれ科学の領域の再編と関係する自生的なものであるという性格をもつのであり、またそうであるとすれば、「研連」の廃止とはさしあたり無関係に、新体制の発足にあたっても考慮されるべき点ということになろう。そこで、本委員会では、研連、専門委員会、小委員会の活動実績やその再編過程についての一定の定性的分析を行い、「現行体制」のまとめとした。資料部分が大部にわたるため、第２０期会員のすべての方に配布するのは難しいため、新４役および幹事会のメンバーに配布頂ければと思う。

新体制の常置委員会、臨時委員会の「設計」にあたっては、第１８期、第１９期と検討が続けられてきた「新しい学術の在り方」の検討が必要である。というのは、上記の研連の「換骨奪胎」にせよ、学術研究団体の再編・連携にせよ、日本学術会議、さらにはそれによって内外に代表されるべき「科学者コミュニティ」の役割を双方向的に同定しつつ、日本学術会議と学術研究団体の間の協働関係について継続的な協議が行われるとき、はじめて、新体制の日本学術会議と、個々の領域とその論理によって基本的に活動する学術研究団体との間での、個別利害志向型でない、パートナーシップの関係での体系的で公的な関係が構築されると考えるからである。

本委員会は、専門委員会の設置、小委員会の招集等についての経常的な活動のほか、第１３期から第１９期までの「研連」をベースとした日本学術会議の活動の総括を行う

（資料の整備状況の関係で特に第１７期以降を中心としたが）とともに、新体制にもとづく日本学術会議がこれまでの活動の何を継承し何を新たに構築していくべきかの、発足後直ちに検討を求められることになると考えられる点について、提言を行う準備を進めてきた。そして、その一部は、「日本学術会議の新しい在り方に関する懇談会」に提案した。後述の文書にある「コントラクト」制を基軸とした学術研究団体との新たな関係の構築を中心とした提言は、これらの審議やデータ分析を踏まえて作成されたものである。

第１３期以来の活動の「総括」と、第２０期の申し送るべき提言を、データを含めて書かせて頂いたので、分量が多くなっているがご了解頂ければ幸いである。

３　第２０期への申し送り事項

以下のように、独立の文書として、この申し送り文書に付加させていただく。なお、文中に引用した資料については、前述の通り、新４役と幹事会のメンバーの方に配布頂くことをお願いする。

この提案は、「懇談会」の意見とその精神を異にするものでなく、第１９期までの日本学術会議を支えて下さった学術研究団体との間の「公的で対等の協働関係」の構築のための一つの具体案を示すものにほかならない。第２０期の発足時に必要とされるさまざまな手続のひとつとして、新たな出発を迎える日本学術会議から各学術研究団体へのメッセージを送り、それを出発点として私たちの提案にある「コントラクト」を介した日本学術会議と学術研究団体の協働による「科学者コミュニティ」の構築へ進むことを切に希望し、第２０期会員に検討素材の一つとしてこうした提案をする次第である。

第２０期日本学術会議への提案

２００５年8月２９日
第１９期日本学術会議組織・制度常置委員会

１　提案の目的

現在の日本学術会議（以下、「現日学」という。）は、第１９期会員および研究連絡委員の任期満了とともに、２００５年１０月１日より、昨年４月に成立した「日本学術会議法の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）に基づく新たな日本学術会議（以下、「新日学」という。）に移行する。これまでの制度との連続性を重視して新日学は、第２０期日本学術会議と呼ばれるようであるが、以下では、現行制度とは異なる制度の下に発足するという意味で、新日学と略称することとしたい。

改正法は、これまでの日本学術会議法の全面的な改正ではなく、文字どおり「改正」された姿を描くとともに、細部の設計を新日学が自ら決するところに委ねている面も多々あることから、現日学を継承すべき点は何かについて、十分慎重に検討することが必要である。そのため、本委員会は、現日学の組織制度を審議すべき責務を負った常置委員会として、「日本学術会議の新しい在り方に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）に、２００５年2月２０日、「新日本学術会議とその組織制度の在り方についての提案」を提出した。本委員会は、その後も審議を深め、資料も補強しつつ、この提案をより拡充した。その審議結果をまとめたものが、この文書である。

２　提案の概要

新日学のもっとも基本にあるべき設計思想は、第１８期の『日本の計画』の提言および『新しい学術の体系』にかかわる対外報告書に述べられたように、社会から負託されたその使命を全うするため、日本における科学者コミュニティを内外に代表する機関として、自らを再定義するということであった。さまざまな曲折はあったが、改正法は、行政改革の対象とされていた日本学術会議を、独立してその職務を行う国の特別の機関として維持し、その所轄を総務省から内閣府に移すとともに、欧米のアカデミーと同様の自律的会員選考システムを保障するという画期的な組織編成原理を与えた。そして改正法によって新設された制度の内、もっとも画期的であるものの一つは、「会員とともに連携してその職務を行う」連携会員の法定である。この結果、「登録学術研究団体」制度と研究連絡委員会（以下、「研連」という。）を基礎とした旧法の会員推薦に関わる諸規定は廃止され、第１９期まで維持されてきた登録学術研究団体および研連は、新日学の発足にともない消滅する。この登録学術研究団体および研連は、１９８３年に行われた日本学術会議法の大幅改正以来、２０有余年にわたって会員推薦の基盤として維持されてきたにとどまらず、日本学術会議の経常的活動を支えるものとして定着してきた。もちろん、日本学術会議の活動に一瞬たりとも中断は許されない。現日学の会員および研連委員等は、そうした制度変更にともなう経常的活動の中断を回避するため、新日学が発足後、早急に対応することを希望する。

以下は、新日学の発足時に検討しておくべき点について、重要と思われることを列記したものである。

３　提案

３．１．国際アカデミー活動の継続・強化

国際アカデミー活動は、現日学から新日学に継承されるべき重要なミッションである。１９９２年のリオデジャネイロ、２００２年のヨハネスブルグの環境サミットのアジェンダに見られるように、一国のレベルでは解決不能であるが全人類にとってただちに着手するべき地球的規模の諸課題の解決にとって、科学者とその国際的な組織の役割とその連携が決定的に重要であることが認識されるようになった。

２０世紀から２１世紀の転換期に起こったこの大きなパラダイムの転換に呼応する我が国のアカデミーの活動は、第１７期、第１８期の日本学術会議の活動によって格段に活発化した。そして、第１９期日本学術会議は、本年7月６日から８日に英国のグレンイーグルズで開催されたＧ８サミットに向け、Ｇ８各国のアカデミーおよび関係諸国のアカデミーと共同で２つの声明「気候変動に対する世界的対応」及び「アフリカ開発のための科学技術」を６月８日に発表した。ここでは、各国アカデミーと共同した研究が約束されており、新日学がこれを効果的に遂行できるか否かで、その真価を早速、問われることになろう。

なお、国際アカデミーとの連携を考える上で、日本学術会議が人文社会科学系を含む諸科学を一体とした特性を有していることの意義が、あらためて重視されるべきである。この特性は、日本学術会議の利点であるが、その利点を国際的なアカデミーの活動において有利に発揮していかなければならない。

さて、先の流れを中断してはならないとすれば、このような国際アカデミーとの連携は、日本学術会議の経常的な活動、すなわち、現日学の研連、専門委員会、小委員会等における日本学術会議会員を通じた学術研究団体や、その会員等との個別領域での連携を含む内外の活動が基礎にあったことを、正当に評価し、その活動のなかで得られてきた積極面を継承していくための方策が検討されるべきである。さらには「特別委員会」での俯瞰的・横断的な課題の追求や「常置委員会」の活動が、これらの個別領域の活動を扇型に拡げていくことによって、日本学術会議の活動が、科学者のボランタリーな活動に基本的に依拠し、大きな拡がりを見せつつ、多年の成果を蓄積してきたと言えるとすれば、新日学が現日学の遺産を継承する点の細部の詰めが必要となろう。

この文書に膨大な資料を添付し、これに現日学の７部制による各部からの本委員会委員のコメントを付したのは、新日学の活動開始にともなって、早晩、これまでの活動において積んできた実績の継承と発展が求められると予想しうるからである。「懇談会」の提案は、このような具体的な筋道までも示すものではなく、主として新日学発足時の枠組み的制度設計に焦点が絞られており、それは当然、意義あることであるが、新日学の活動が軌道に乗るためには、本委員会からの提案と添付の資料＊は、必ず有益なものとなるはずである。

＊文末の資料リスト１から１０を参照。以下の文中では、この資料番号を引用する。

前述のように、日々拡大するこの国際アカデミーの活動を支えてきたものは基本的に、会員、研連委員および学術研究団体の関係者等によるほとんど無償の貢献であった。国際協力常置委員会はこの課題をあつかう専門家集団として、その第１９期における活動のまとめでもこの課題に言及するであろう。合わせて参照いただきたい。

３．２．国際交流関係の組織の設計

より具体的な国際交流関係の組織の設計について、「懇談会」は、国際協力常置委員会が提示した論点に応えて、新日学において新設される国際交流をその主たる職務とする副会長による対応のほか、国際交流を統括する委員会の設置を提案している。現日学においては国際協力常置委員会が設置されているが、新日学において国際交流に専念する一人の副会長によって専門もスタイルも多様な国際交流が統括可能か、その職務にいかなる理念を託し、また、国際交流を統括する委員会にどのような機能を付与するか、さらに３部制との関係をどうするか等、きめ細かな設計が肝要である。

国際交流の状況について資料１から資料３にその実態が示されているが、これをそのまま前提とすることなく、３．１．で言及したような増大傾向にある日本学術会議の国際アカデミー活動において、科学のあらゆる領域をカバーするための新しい方策、とくに、日本学術会議本体による人文社会科学系の国際交流事業をいっそう拡充するための方策や、国際交流事業の類型の在り方の見直しを含めた検討が必要である。また、日本学術会議による国際交流が、多くの場合、研連を介して登録学術研究団体の人的物的支援を得て行われていることは、資料２および資料３が示すとおりである。この状況は、研連と登録学術研究団体の廃止により大きな影響を受けることとなる。研連にかえた「国内委員会」等によってそれが代替可能であるのか、かりに可能であるとしてもその委員会のメンバーと、新日学の会員、連携会員の関係についての検討が不可欠である。さらに、どのようにして（多岐にわたる）国際交流活動 をレビューすべきか、すなわち評価機能を内包する柔軟な組織の在り方を検討する必要があろう。いうまでもなく、「国際交流事業の実施に関する内規」等の内規のほか、この課題に関わる規則、規程等の改正または整備は、新日学によってなされるべきことであるが、新日学が発足する１０月は、国際交流事業が盛んに行われる時期であって、何らかの措置が必要であろう。

３．３．新日学のミッションと会員制度の在り方

本委員会は、新日学のミッションにふさわしい会員制度の在り方について具体的に検討する中で、その前提として、研連および登録学術研究団体の廃止後の日本学術会議と学術研究団体の関係について、シミュレートしてみた。資料４および資料５に見られるように研連活動にばらつきがあり、また、研連と登録学術研究団体の一覧についての資料６および資料７が示すように、新日学の活動は、これらの研連や学術研究団体の支援をまったく欠如したままで維持できるものではないことが明らかである。その反面、登録学術研究団体、研連においてその活動が不活発であったところもある。これらの状況について、新日学の発足にあたって一定の検証が必要とされよう。

また、専門委員会、小委員会は、現日学の研連組織では対応しきれない専門領域の変化や発展等に対処するために柔軟に設けられてきたものであるが、そのような組織替えを審査してきたのが、本委員会であった。したがって、これらの状況についても各部の委員のコメントを付して、資料８から資料１０として添付した。

新日学が、「科学者コミュニティ」に託された負託自治を担い、欧米ことにアメリカの全米アカデミーやイギリスのロイヤル・ソサエティのように、一定の政策提案機能を持つためには、独自の調査研究部門とそれを支える科学的専門能力を備えたスタッフによる補助が不可欠であり、そのための予算的な裏付けなくしては、早晩制度的限界を露呈すると危惧する。しかしながら、そのような人的物的なインフラ整備が当面期待できないとすれば、現日学の活動を支えている研連や登録学術研究団体制度の機能的な等価物を現日学から継承するほかはない。このような観点からも、連携会員が法定された意

義は大きい。なぜならば、連携会員は研連委員と異なって現日学の会員に等しい職務を遂行しうる存在であり、それが現在の研連委員と等しい数あるとすれば、少なくとも現日学がわずか２１０名の会員で法第３条の職務を行わなければならないとされている状況とは雲泥の差がある活動規模が期待され得るからである。そのためには、日本学術会議が何をしたいのか、そのミッションにいかに多くの科学者の共感と協力を集めることに成功するかの帰趨に関わっているが、情報伝達の限界から相当の困難が予測されよう。また、初回の会員と連携会員の選考過程がどれほど科学者の共感を集めるだけ公正で説得力があるかにもよっている。そしてまた、会員、連携会員が新日学の活動に適合的に選ばれるだけでなくそれをいわゆる co-optation と半数改選、誕生日定年制等々の新方式によってローテートさせていくためには、学術上のメリットのみによって選ぶためのデータの整備と恒常的な補充が不可欠であろう。その意味で、初回の会員選考のための委員会が、連携会員の選出のためのデータ作りに用いることも明言しつつ、学術研究団体等に「情報提供」を求めたのは妥当であった。そこでは、学術研究団体のみに推薦依頼が行われた現日学の会員候補推薦制度とは異なる制度の実質的胎動が認められた。特に大学や各種団体等への情報提供依頼がなされたことに、新日学の、学術研究団体以外の団体にも拡がった科学者コミュニティの構想が推測されないではなかったが、その方法を含め、新日学においてもさらなる検討がなされるよう期待したい。学術研究団体等の協力を得た「学術白書」の刊行等も、検討される価値がある。

３．４．会員と連携会員

本委員会は、第１８期における改革論議を前提に、新日学において連携会員は member であり、会員は council member であると理解する。すなわち、新日学は、その機能的な実働メンバーとして連携会員 member を考え、会員 council member は、それらのメンバーの活動を日本学術会議の設置目的に基づき方向付け、かつとりまとめる役割を持つものと位置づけるべきである。新日学の活動は、この連携会員と会員の連携を通じて行われた成果によって評価されるべきであり、７部制に代わる３部制の部の各々が行うべきは、このようなミッションの実現状況や課題選択のための審議等である。こうして、「分野別委員会」を一応のベース＝基地として流動的に活動する会員が連携会員と連携しつつ、日本学術会議に託された社会的・国際的なニーズに応じて科学的な視点から機能的かつ時限的に設置される「課題別委員会」のミッションが遂行されていく。このような新日学の活動スタイルが維持されるためには、先に述べたように連携会員を方向付けとりまとめていく会員を支える基盤が必須である。おそらく、会員は連携会員以外にも必要に応じ科学者の任意の協力を得て「課題別委員会」のミッションを遂行することを主たる任務とすることになるであろうが、これを行うのは会員の個人的な努力のみでは限界があり、学術上のメリットを公平に判定しうる何らかの専門的な集団の支えが必要であろう。ここに浮上するのが、本委員会でも検討してきた登録学術研究団体制度に代わる「連携学術研究団体」制度の可否である。

３．５．学術研究団体との新たな協力体制

本委員会は、登録学術研究団体に代わるべき新たな制度として「連携学術研究団体」制度について検討してきたが、登録学術研究団体に与えられていた会員候補推薦に関わる権限や科学研究費の審査委員候補の推薦に関わる権限のいずれもが消滅したといっていい状況で、学術研究団体側から見た日本学術会議の存在意義が以上の「実利」の点からは切り離されたにもかかわらず、日本学術会議と学術研究団体の協力関係が維持でき

るのかの点に危惧を感じている。ただしこの場合、連携会員と「連携学術研究団体」の名称上の推定から、連携会員は「連携学術研究団体」の推薦を基礎に選ばれると理解されていくとすれば、それこそ、旧法の延命策ととられかねない。

新日学は、学術研究団体との新たな関係に基づく協働関係の樹立を必要としている。しかし、日本学術会議の下に各学術研究団体を一方的に位置づけるのは不適切である。新たな関係に基づく協働関係の樹立のためには、日本学術会議自体が「社会のための科学」というミッションを遂行すると同時に、各学術研究団体が自らこれを具体化していけるような一定のパートナーのような形の設計がなされるべきである。すなわち、各学術研究団体が自発的な社会貢献策として、科学者の代表機関である新日学を通じて提言を生み出せるようなシステムを構想することである。そのためには、当該学術研究団体にとっての利益誘導や陳情とならず、可能な限り俯瞰的な提言が行えるように、専門領域の全てを網羅した学術研究団体の連合体を結成し、新日学からの情報を共有する受け皿とすることも検討されてよいであろう。また、各学術研究団体が得た情報の社会への正確な伝達、重要事項のアピール、諸問題に対する討議と現時点の見解のまとめ、社会的義務と責任の明示等をふまえ、今後の国際関係を含む「社会のための科学」にどのような貢献ができ、どのようなことが必要で重要か、さらにどのようなことを提言すべきか等を、連絡・審議して実行するように、日本学術会議自らも努力することが肝要である。

したがって、会員や研連委員の推薦を主な役割としてきた登録学術研究団体制度に代わって、日本学術会議の目的（日本学術会議法第２条）に賛同し、そのミッションについて継続的に協働する学術研究団体との関係を新たに構築する必要がある。そのために、新日学とこれまで日本学術会議に協力してきた学術研究団体の間で、一定のコントラクト（「契約」または「協定」でいいが、やや比喩的かつプロセス的な含意があるので、「コントラクト」という。）制を構想してみてはどうであろうか。「コントラクト」とは、新日学が学術研究団体に対して、一定のメッセージを送り、これに応じて意欲ある学術研究団体が、そのミッションの遂行という事業に参画することを承諾するという双務的行為である。それはまた、新日学とその活動の展開に照応しつつ段階的に発展していくべき、いわば「プロセス」的な連携関係の構築の手法でもある。詳しくは次項に述べたい。

これが重要なのは、新日学が欧米のアカデミーにあるように社会から負託された自治を担うという日本の歴史上はじめての試みによって発足しなければならない存在だからである。この意味での新日学の課題は、学術研究団体との新しい在り方について双務的な合意形成を模索するということである。これまでの登録学術研究団体は、分野（＝領域）別の研究団体であるが、学術研究団体としてはこれ以上に内発的で永続性のある組織は見出せない。コントラクト制度の創設に当たっては、この領域別学術研究団体あるいはそれらの連合体との関係を基本にすべきである。そして、協働する学術研究団体は、日本学術会議の目的のもとに、コントラクトの内容にふさわしい基準を新たに設定し、これに基づいて判定されるべきであろう。

３．６．「連携学術研究団体」という呼称について

新日学と協働する学術研究団体の呼称については、会員や連携会員の推薦機能を持たない以上、無用の混乱を避けるため、「連携学術研究団体」ではなく、「協力学術研究団体」等の名称が適当と言えよう。

先に述べたように、「連携会員」には、「会員」と連携して、日本学術会議法第２条が定める職務を遂行するという任務がある。「連携学術研究団体」をこの連想で考えれば、

それは、「我が国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業および国民生活に科学を浸透させることを目的とする」の文言趣旨に賛同し、新日学が行う、その目的を達成するための諸活動に連携協力することを前提としなければならない。したがって「連携学術研究団体」は、廃止された登録学術研究団体とその資格と根底を異にし、新日学が行う諸活動に公的なパートナーとして、新日学の目的、職掌の一端を担うべきものであって、その名称にかかわらず、「連携会員」の在り方やその選出とは直接にかかわりをもたないものと考えるべきである。「連携学術研究団体」の呼称が、上記の意味と異なる理解、あるいは、誤解を生むようであれば、「協力学術研究団体」なる呼称を採択することも想定され得る。

４　「コントラクト」制とその段階的発展

４．１．プロセス的な「コントラクト」

科学者の世界的拡がりを持った協力関係の維持・拡大や、政府や各レベルの行政機関および官民の諸機関等のほか、広く社会、国内外の人びとに対する助言機能を機動的に発揮していくためには、日本学術会議が従来から築いてきた学術研究団体との間の協力関係を、公的でかつ対等な協働関係として再構築していく必要がある。理念的に言えば、日本学術会議の目的（日本学術会議法第２条）に賛同し、継続的に協働する学術研究団体との間で、一定のコントラクト制を通じたパートナーシップの関係の創造を構想してみることが考えられる。「コントラクト」とは、日本学術会議が学術研究団体に対して、自らが内外において果たすべき役割について協力を求める一定のメッセージを送り、これに応じて意欲ある学術研究団体が、そのミッションの協働遂行という事業に参画することを承諾するという双務的行為である。ただしそれは、一定の時点で成立すると考えるよりも、新日学による新たな観点からのアカデミーとしての活動の進展に応じて徐々に構築されるプロセス的な協働関係の形成の手法と考えるべきである。

会員および連携会員は、この学術研究団体との間の科学のあらゆる領域での、日常的で網の目のように張り巡らされた新たな協力関係が築かれることを通じ、同じく会員として、より一体的な活動を展開する重要な基盤の一つを与えられる。

このような将来的方向を追求するために当面、第１９期まで存続してきた登録学術研究団体制度を活用しつつ（一時的活用であって、この制度を残すためではない）、将来の「日本学術会議協力学術研究団体」の制度の在り方を構築するための出発点として、以下のような方策をとるよう提案する。

４．２．日本学術会議協力学術研究団体とコントラクトの第一段階

新日学は、発足後直ちに、会長名で、旧「登録学術研究団体」に対して、「日本学術会議協力学術研究団体」（以下、「協力学術研究団体」という。）として、日本学術会議の活動に協力することができるかについての意思の確認を行う。これは、日本学術会議が改正法によって新たな組織原理によって生まれ変わったこと、国際アカデミーにおいていかに重要かつ不可欠な存在となっているか、そして「社会のための科学」という観点から、独立の機関として内閣府にあり、かつ、「科学者コミュニティ」の代表機関として、人文社会科学を含む総合的な学術の在り方、および諸政策に関する学術上の勧告・提言等に、より積極的に関与するべき重要な組織となったという事実を伝え、これまでの協力を謝しつつ、今後のより大きな協力を訴えるものである。

そして、今後の協力の重要なものとして、日本学術会議の内外の活動に協力頂くためのコントラクトの締結があることに言及し、具体的な提案については後にオファーする

ことにも言及する。相手方の学術研究団体から、この協力要請の承認を得た段階が、コントラクトの締結の第一段階である。

なお、このオファーに当たっては、新日学の関係の委員会や部からの当該団体への具体的な要請があれば、それも添付してはどうか。また、このオファーは、相手方の回答の有無にかかわらず適宜繰り返されてよい。また、相手方の団体から新日学への要請や希望が行えるようにし、双務的な関係というかたちにする。

以上のような、コントラクトの第一段階では、旧登録学術研究団体制度が一時的に活用されるが、従来の「広報協力学術研究団体」であって、旧登録団体でない団体についても、「協力学術研究団体」のオファーを行うが、その時期は、若干ずらしても差し支えないであろう。なぜなら、「協力学術研究団体」のオファーのねらいは、コントラクトの第二段階、すなわち、これまでの日本学術会議の活動の積極面の継承と、その高次の発展にあるから、日本学術会議の活動に協力したという実績がないこれら団体については、コントラクト制の適用は当面留保しても不都合が生じないと思われるからである。

４．３．「懇談会」案との関係

「懇談会」は、現日学によって存続がはかられた「広報協力学術研究団体」制度について、日本学術会議が学術研究団体と広い連携を保つ観点からあらためてその意思確認を行った上で「日本学術会議協力学術研究団体」とし、これらの「協力学術研究団体」に、日本学術会議会員および連携会員の選考等に当たっての人材情報の提供、課題別委員会を組織するに際しての人材情報の提供、日本学術会議からその活動についての常時の情報提供、会議の共同開催、日本学術会議が学術研究団体によって催される会合を後援する場合に、日本学術会議の講堂等の使用を認める等の、「協力」内容の提示をしている。また、「懇談会」は、学術研究団体からの「協力学術研究団体」への申請についても、おおむね旧「広報協力学術団体」制度の援用を提案している。

本委員会は、この「懇談会」案と抵触する提案を行うのでなく、これらの「学術研究団体」の「協力」の内容に、コントラクトによる日本学術会議と学術研究団体との公的で対等の協働関係の締結とそれに基づくミッションの協働遂行という、改革された新日学にふさわしい学術研究団体との連携の方策を提案しているのである。コントラクトの締結という考え方は直ちに理解され浸透するとは限らないが、新日学の発足後直ちに行われるべき、旧「登録学術研究団体」への熱いアピールによって、「懇談会」の「協力学術研究団体」の提案にさらに具体的かつこれまでの実績を踏まえた日本学術会議と学術研究団体との協働関係の継承と発展の第一歩が踏み出されるべきである、と考えているのであり、こうして旧「登録学術研究団体」を資産として維持することと、コントラクトの第一段階は表裏の関係で進められるよう提案しているのである。

４．４．コントラクトの第二段階

将来的には上記のようにコントラクト制による常時または随時の協働による一定の課題の遂行が期待される。このコントラクトの第二段階では、現日学が、研連をベースに行ってきた日本学術会議と学術研究団体の共同事業の積極面の継承が、コントラクトという関係において維持される必要がある。その点で資料８および資料９とそれへの各部の委員からのコメントを記載した資料１０を参照されたい。

また、新日学の課題別委員会や分野別委員会が扱うテーマとの関連での「協力学術研究団体」との具体的な事業の協働実施が考えられる。会議の共同主催にとどまらず、内外にアピールするアウトリーチ活動、エマージングな領域を探索し協働で発展させてい

くための研究の推進、いわゆる「観測型研究」を適切に遂行できる学術研究団体からの科学の状況についての情報提供や、「協力学術研究団体」間の連携による事業のために新日学がフォーラムを提供すること、特定のプロジェクトについて新日学と「協力学術研究団体」によるプロジェクトの協働による推進、等々である。また、人文社会科学系の場合には、この横断的な領域についての共通視点はいまだかつて検討されたことがないことからも、とりわけ「協力学術研究団体」間の連携による横断的なテーマが探索される必要があり、かつ、国際会議の共同主催、国際学術協力事業の実施等、国際交流の戦略的な推進が必要である。このような意図的な目的をもって「協力学術研究団体」との「コントラクト」を結ぶためには、コントラクトは必ずしも相対でなされる必要がなく、多極的・集合的になされていい。

以上は、言うまでもなく新日学の日常的な活動やその組織設計によって対応できるものが多い。しかしながら、現日学と異なって新日学には研連が存在しない。したがって、会員・連携会員は「協力学術研究団体」の制度によってしか、学術研究団体への協力を求めるルートが公式には存在しないことになる。そのためには、コントラクトを通じた協働関係の構築の必要とその意義は大きい。

「協力学術研究団体」との公的で対等なパートナーシップの関係を築くこの「コントラクト」制こそ、新日学の在り方にふさわしく、また、研連機能を超える成果を期待することができるものとして位置づけるべきである。

４．５．「協力学術研究団体」の拡充

新日学は、協力学術研究団体の拡充のためには、積極的に新たな視点からの学術研究団体との連携関係の構築を目指すべきである。コントラクト制の進展にともない、学術研究団体との間で濃淡様々な協働関係が自ずから定まっていくであろう。したがって、「協力学術研究団体」の制度化の確定はその時点で行えばいいであろう。それまでに、コントラクトの細部を詰めるとともにその試行的な実施を推進するのがよい。

以上

添付資料

資料１　日本学術会議の国際協力・交流事業
資料２　日本学術会議加入国際学術団体役職者一覧
資料３　研連等が対応している未加入国際学術団体
資料４　研究連絡委員会主催シンポジウム開催数等一覧（第１３期～第１９期）
資料５　推薦研究連絡委員会ごとの関連学術研究団体一覧（第１９期）
資料６　平成１４年１２月２７日版「関連研連の指定及び推薦人の数の指定」
資料７　登録学術研究団体の関連研究連絡委員会の指定について
資料８　専門委員会の設置（第１７期～第１９期）
資料９　小委員会招集承認一覧（第１７期～第１９期）
資料10　研究連絡委員会、専門委員会及び小委員会に関する各部からのコメント